

地方創生と本社機能の 地方分散促進に向けた取組について

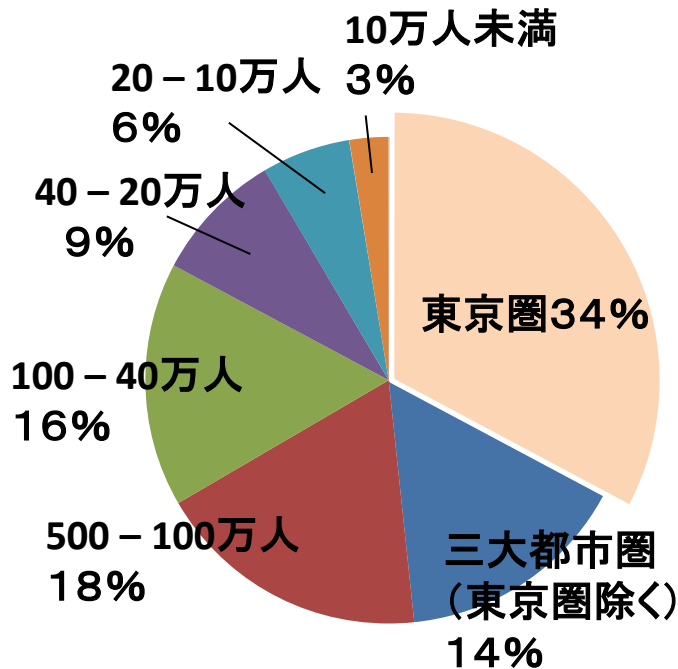
2015年2月17日

まち・ひと・しごと創生本部事務局次長
若井 英二

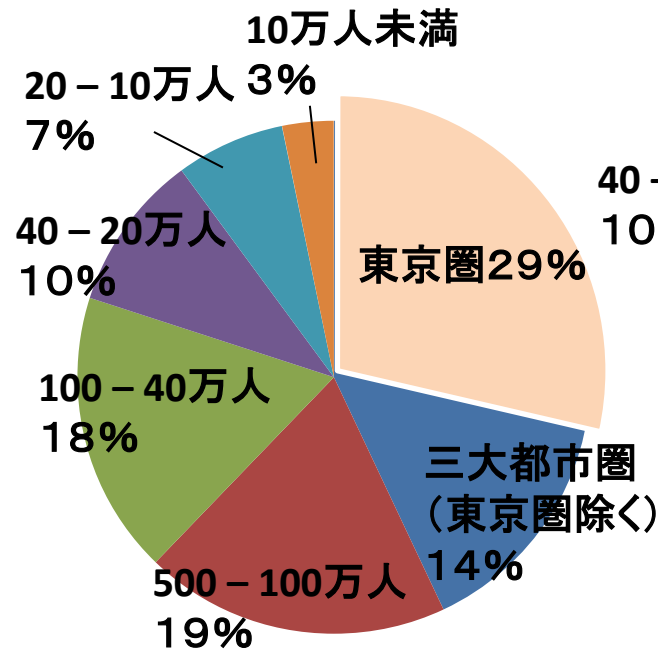
1-1 日本経済における地域の位置付け

- 名目GDPは、東京圏が約3割、三大都市圏が約5割、その他の地域が約5割。
- 雇用は、東京圏以外の地域が約7割、三大都市圏以外の地域が約6割。
 - 大都市圏以外の地域のウェイトは高く、日本経済活性化のためには、地域経済の活性化が不可欠。

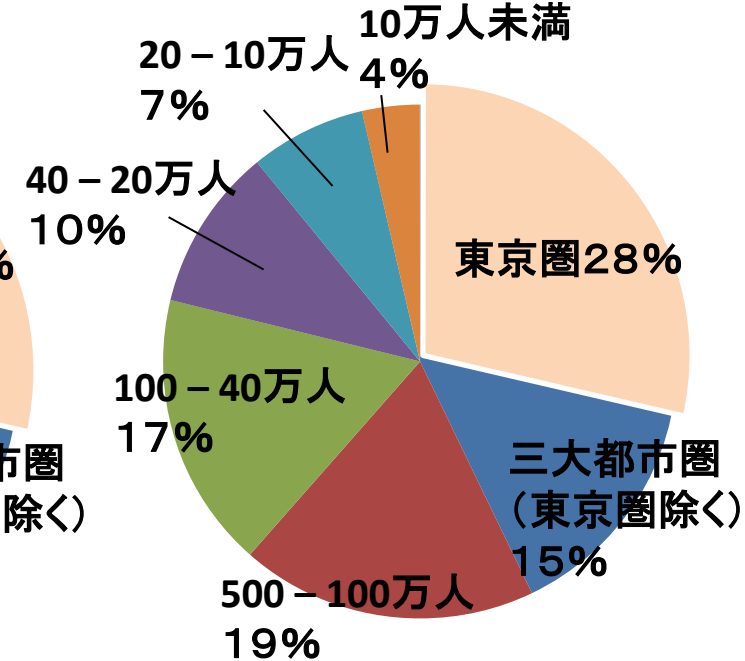
名目GDP(2012年)



就業者数(2012年)

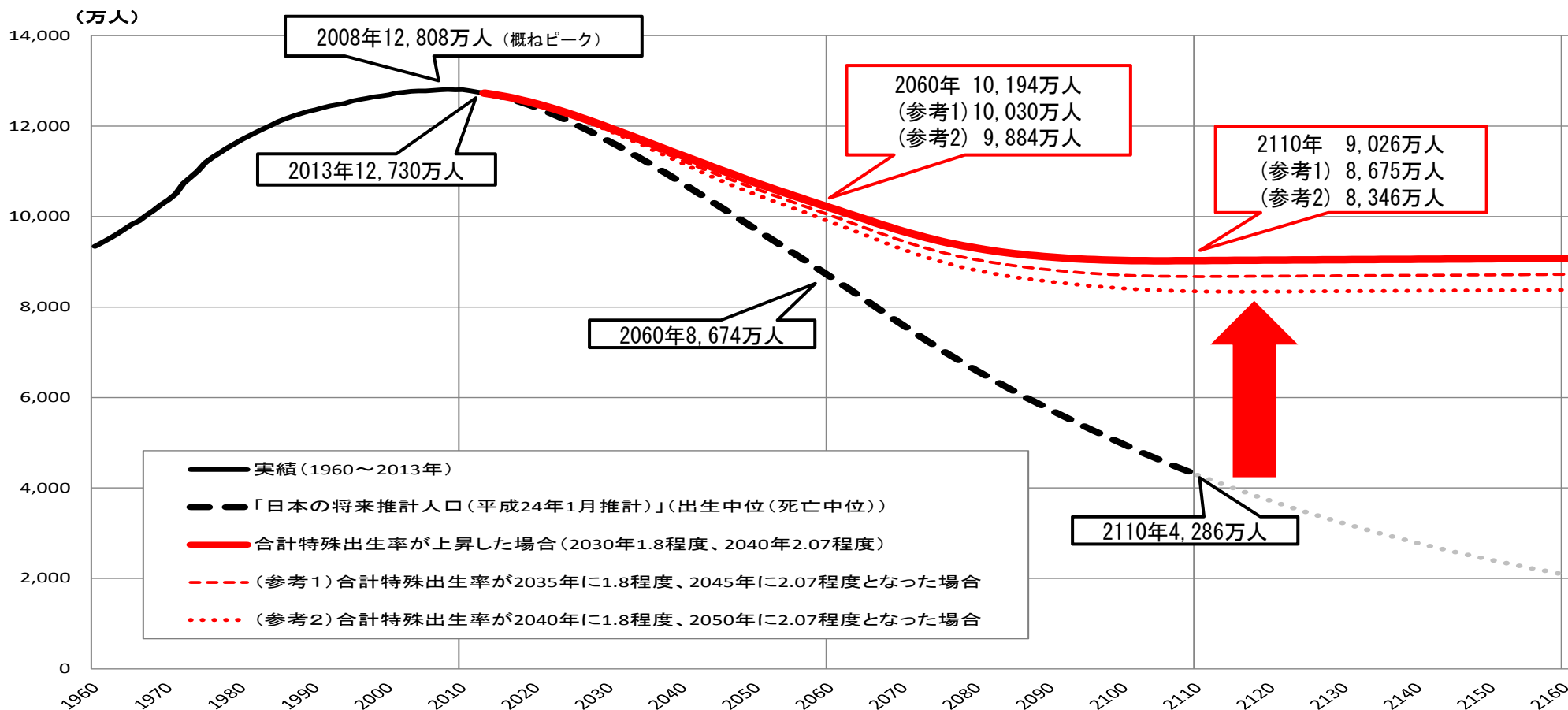


総人口(2010年)



1-2 我が国の人口の推移と長期的な見通し

- 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」（出生中位（死亡中位））によると、2060年の総人口は約8,700万人まで減少すると見通されている。
- 仮に、合計特殊出生率が2030年に1.8程度、2040年に2.07程度（2020年には1.6程度）まで上昇すると、2060年の人口は約1億200万人となり、長期的には9,000万人程度で概ね安定的に推移するものと推計される。
- なお、仮に、合計特殊出生率が1.8や2.07となる年次が5年ずつ遅くなると、将来の定常人口が概ね300万人程度少なくなると推計される。

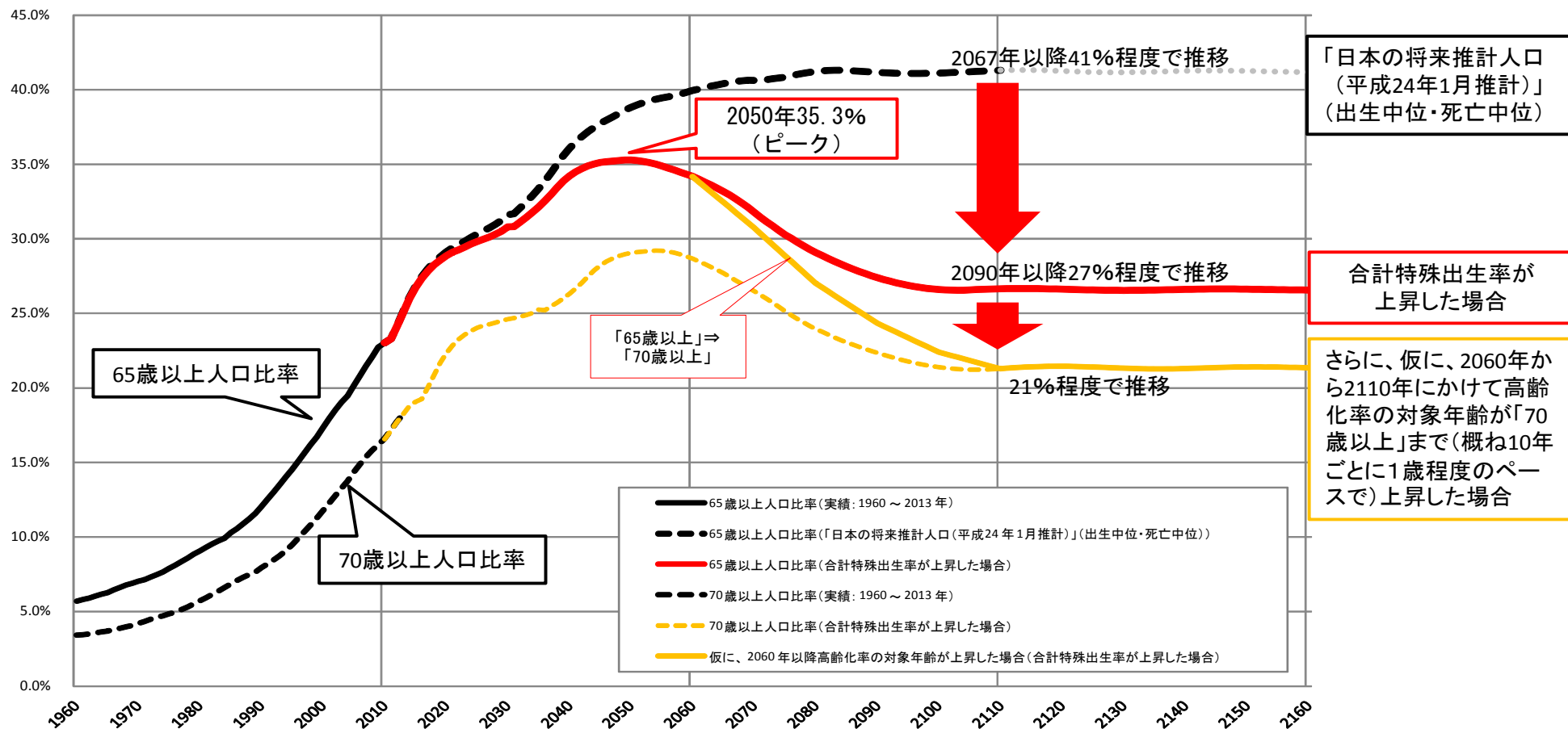


（注1）実績は、総務省統計局「国勢調査」等による（各年10月1日現在の人口）。国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」は出生中位（死亡中位）の仮定による。2110～2160年の点線は2110年までの仮定等をもとに、まち・ひと・しごと創生本部事務局において機械的に延長したものである。

（注2）「合計特殊出生率が上昇した場合」は、経済財政諮問会議専門調査会「選択する未来」委員会における人口の将来推計を参考にしながら、合計特殊出生率が2030年に1.8程度、2040年に2.07程度（2020年には1.6程度）となった場合について、まち・ひと・しごと創生本部事務局において推計を行ったものである。

1-3 我が国の高齢化率の推移と長期的な見通し

- 「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」（出生中位・死亡中位）では、高齢化率（65歳以上人口比率）は、将来的に41%程度まで上昇すると見通されているが、仮に、出生率が上昇すれば、2050年の35.3%をピークに、長期的には、27%程度まで低下するものと推計される。
- さらに、将来的に健康寿命の延伸等に伴って高齢化率の対象年齢が「70歳以上」まで上昇するとすれば、高齢化率（70歳以上人口比率）は、概ね21%程度まで低下することとなる。

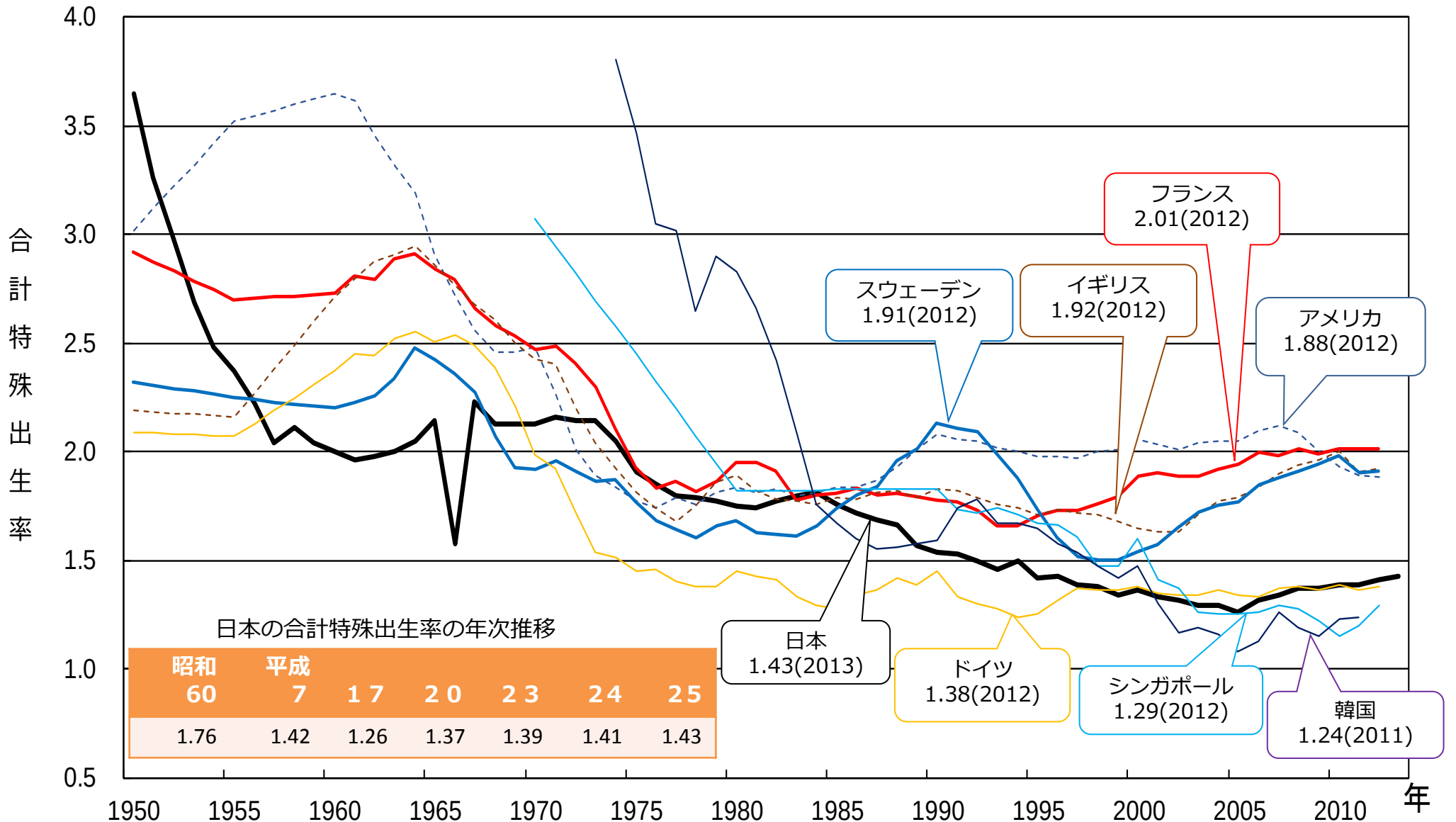


(注1) 実績は、総務省統計局「国勢調査結果」「人口推計」による。国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」は出生中位・死亡中位の仮定による。2110~2160年の点線は2110年までの仮定等をもとに、まち・ひと・しごと創生本部事務局において機械的に延長したものである。

(注2) 「合計特殊出生率が上昇した場合」は、経済財政諮問会議専門調査会「選択する未来」委員会における人口の将来推計を参考にしながら、合計特殊出生率が2030年に1.8程度、2040年に2.07程度(2020年には1.6程度)となった場合について、まち・ひと・しごと創生本部事務局において推計を行ったものである。

(参考) 諸外国の合計特殊出生率の推移

- 我が国の合計特殊出生率を諸外国と比較すると、ドイツやアジアNIESとともに、国際的に見て低い水準。
- フランスやスウェーデンでは、いったん出生率が低下しながらも、その後2前後まで回復。

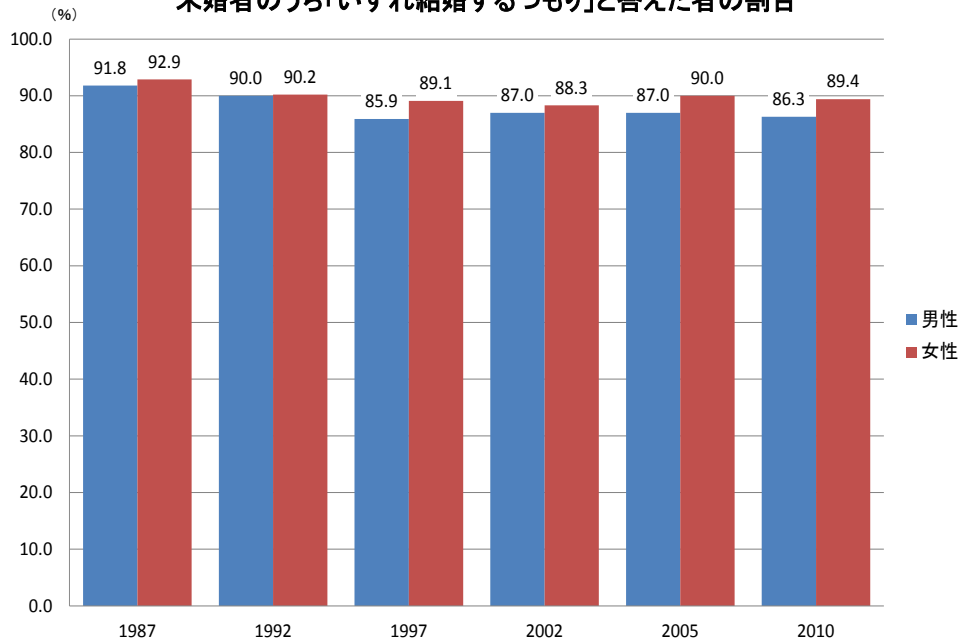


資料出所: 人口動態統計(日本)、Eurostat(イギリス)、Bilan démographique(フランス)2012年は暫定値、Statistisches Bundesamt(ドイツ)、Statistics Singapore(シンガポール)、Summary of Population Statistics(スウェーデン)、National Vital Statistics Reports(アメリカ)、Final Results of Birth Statistics in 2011(韓国)

(参考) 未婚者の結婚の意思等、夫婦の理想・予定子ども数

- 未婚者の結婚意思は、男女ともに「いずれ結婚するつもり」と答えた者の割合が9割程度で推移。
- 夫婦の理想子ども数は2.5人前後で推移。夫婦の予定子ども数、未婚者の希望子ども数は2.1前後で推移。

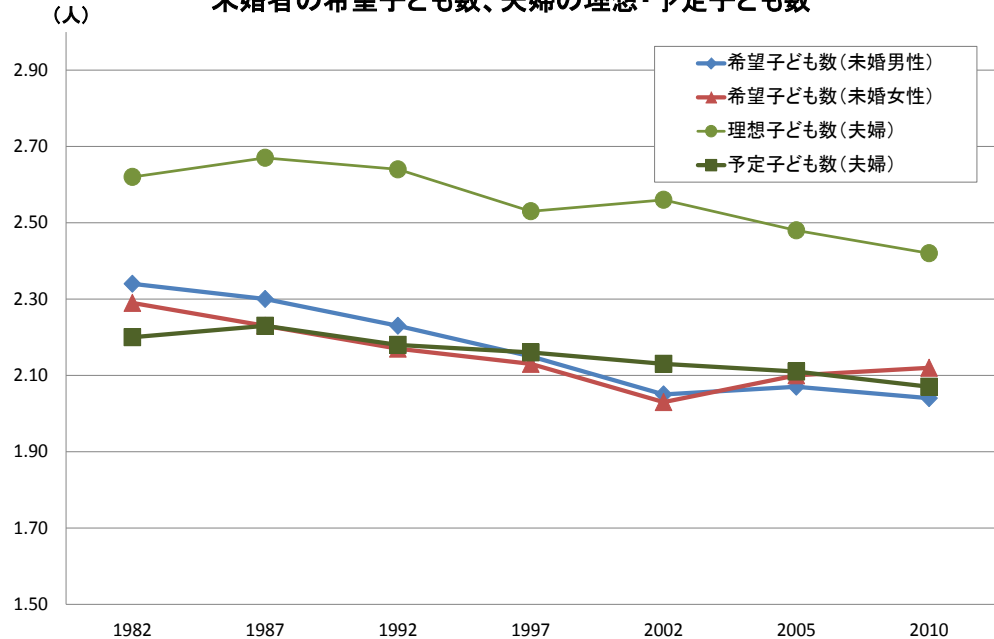
未婚者のうち「いずれ結婚するつもり」と答えた者の割合



未婚者の結婚の意思

		(%)					
男性	いずれ結婚するつもり	91.8	90.0	85.9	87.0	87.0	86.3
	一生結婚するつもりはない	4.5	4.9	6.3	5.4	7.1	9.4
	不詳	3.7	5.1	7.8	7.7	5.9	4.3
女性	いずれ結婚するつもり	92.9	90.2	89.1	88.3	90.0	89.4
	一生結婚するつもりはない	4.6	5.2	4.9	5.0	5.6	6.8
	不詳	2.5	4.6	6.0	6.7	4.3	3.8

未婚者の希望子ども数、夫婦の理想・予定子ども数



未婚者の平均希望子ども数、夫婦の理想・予定子ども数

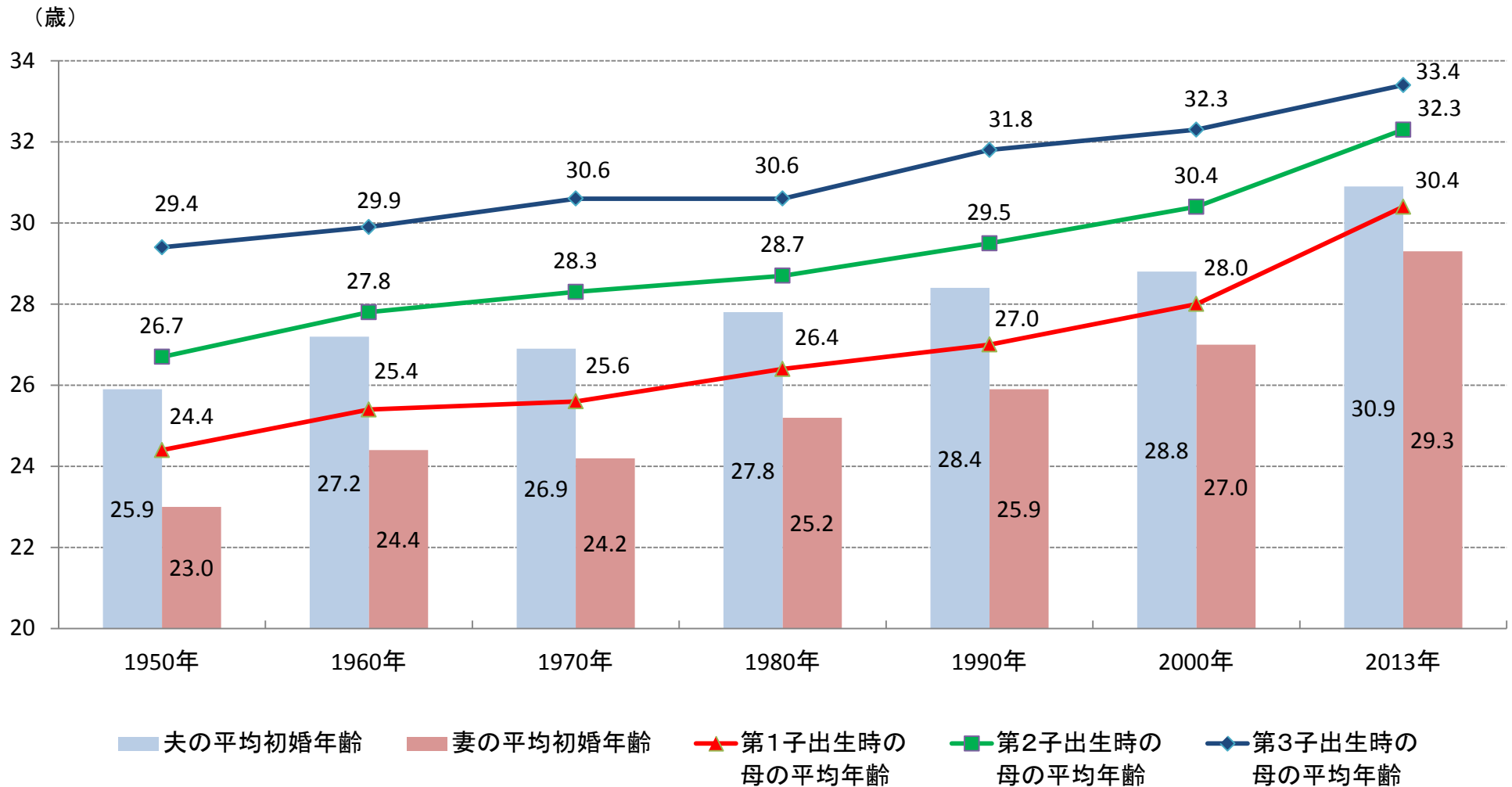
		(人)						
希望子ども数(未婚男性)	1982	2.34	1987	2.30	1992	2.23	1997	2.15
	2002	2.05	2005	2.07	2010	2.04		
希望子ども数(未婚女性)	1982	2.29	1987	2.23	1992	2.17	1997	2.13
	2002	2.03	2005	2.10	2010	2.12		
理想子ども数(夫婦)	1982	2.62	1987	2.67	1992	2.64	1997	2.53
	2002	2.56	2005	2.48	2010	2.42		
予定子ども数(夫婦)	1982	2.20	1987	2.23	1992	2.18	1997	2.16
	2002	2.13	2005	2.11	2010	2.07		

資料出所: 国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」

※ 年次は調査年。未婚者については18～34歳の者を対象に集計したもの。夫婦の理想・予定子ども数は妻が50歳未満の夫婦に係る調査で回答者は妻。

(参考) 平均初婚年齢・母親の平均出生時年齢の推移

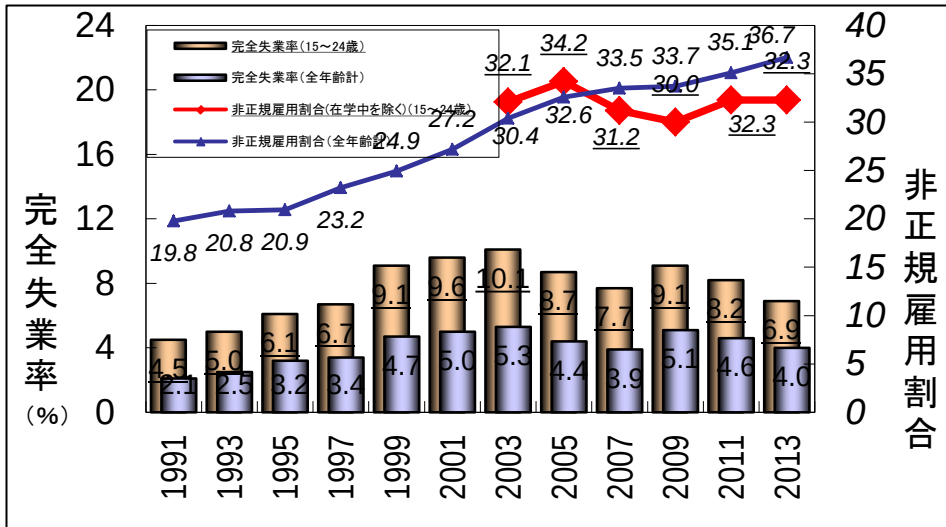
- 平均初婚年齢は上昇を続け、2013年では、夫30.9歳、妻29.3歳となっている。
- 母親の平均出生時年齢も上昇を続け、2013年では、第1子の平均出生時年齢も30.4歳になっている。



(参考) 若年者の非正規雇用の状況

- 若年者の非正規雇用割合は依然として高く、非正規雇用の給与は正規雇用と比較して低い。
- 男性非正規雇用の有配偶率は低く、雇用の不安定が結婚に当たっての「壁」となっている。

若年者の失業率と非正規雇用割合の推移



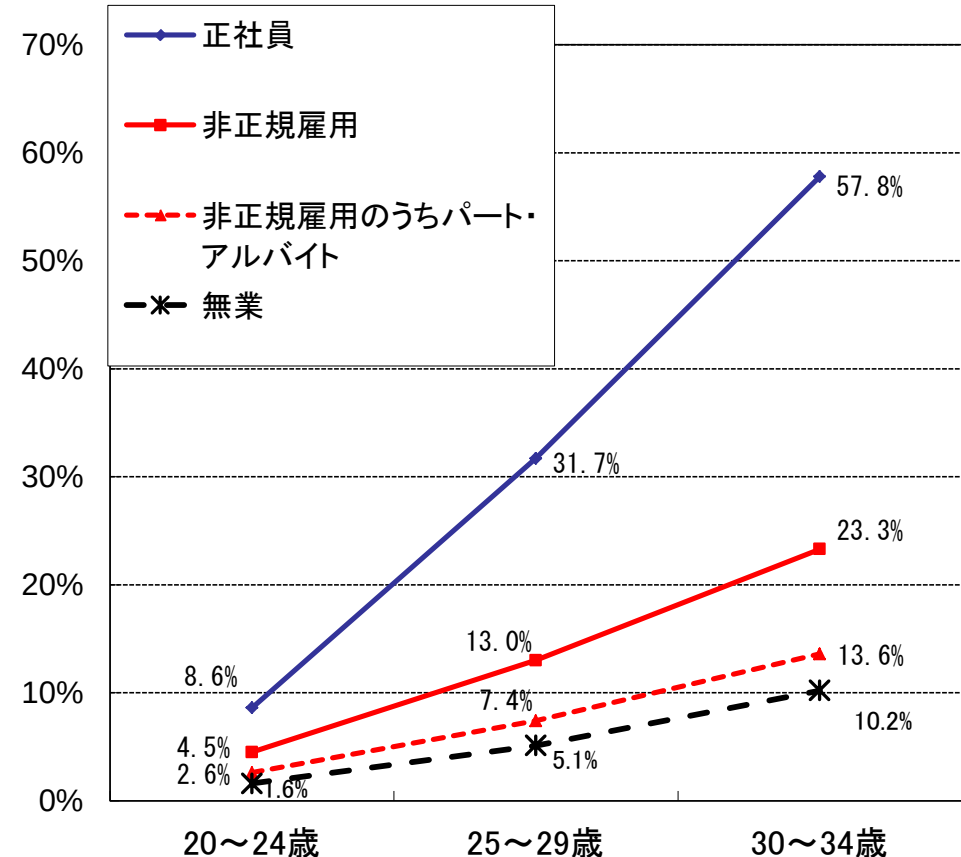
資料出所：総務省統計局「労働力調査」、「労働力調査特別調査」
 (注) 1. 完全失業率については、各年の平均。2. 非正規雇用割合については、2001年までは「労働力調査特別調査」(2月調査)、2002年以降は「労働力調査(詳細集計)」による。調査月(2001年までは各年2月、2002年以降は年平均の値)が異なることなどから、時系列比較には注意を要する。3. 在学中を除く非正規雇用割合(15~24歳)については、2002年以降の「労働力調査(詳細集計)」より調査を開始したため、表の途中から記載。

正規雇用と非正規雇用の1人当たり平均給与

	平均給与	うち正規	うち非正規
計	414万円	473万円	168万円
男	511万円	527万円	225万円
女	272万円	356万円	143万円

資料出所：国税庁「民間給与実態統計調査」(2014年)

就労形態別配偶者のいる割合(男性)

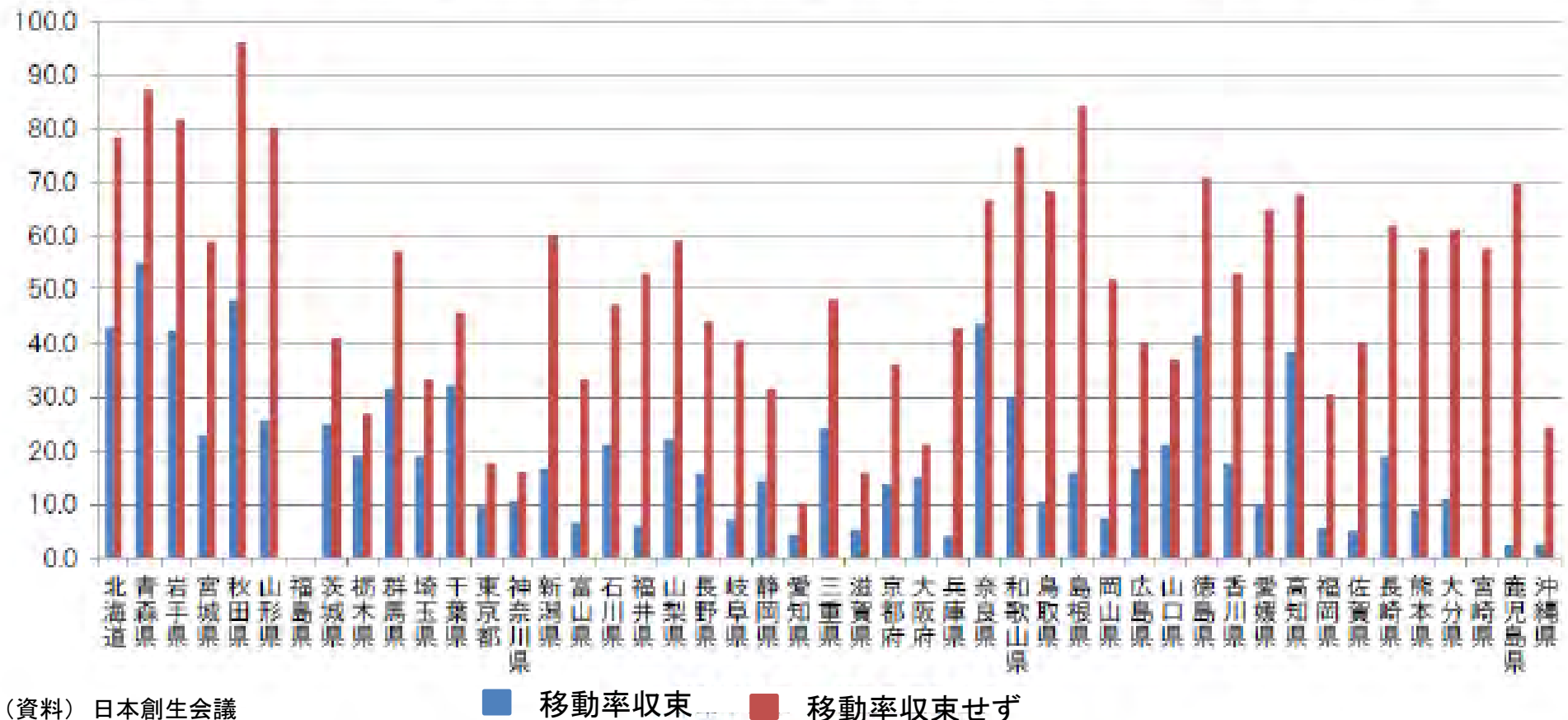


資料出所：労働政策研究・研修機構「若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状②」(2014年)より作成。
 (注)「正社員」は同資料における「正社員(役員含む)」、「非正規雇用」は同資料における「非典型雇用」。

1-4 中長期の地域人口に関する試算

- 国立社会保障・人口問題研究所の推計を前提とした場合、20～39歳女性人口が2010年から2040年にかけて半分以下になる自治体(市町村)比率は20.7%。
- さらに、日本創生会議の推計では、人口移動が収束しないと仮定すると、20～39歳女性人口が2010年から2040年にかけて半分以下になる自治体数(市町村)は896(49.8%)。896自治体(市町村)のうち2040年時点で人口1万人を切る自治体(市町村)は523(全市町村の29.1%)。

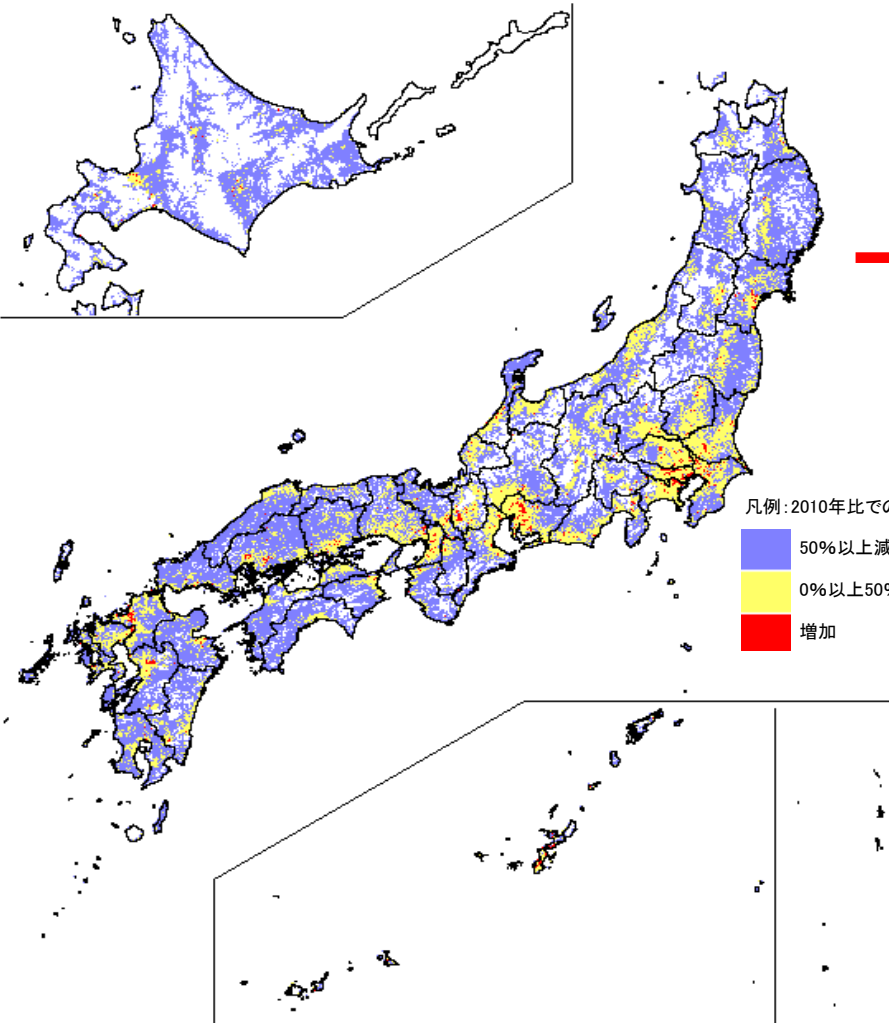
(自治体割合) <20～39歳女性が半分以下になる自治体比率(2010年 → 2040年)>



(参考) 国土全体での人口の低密度化と地域的偏在

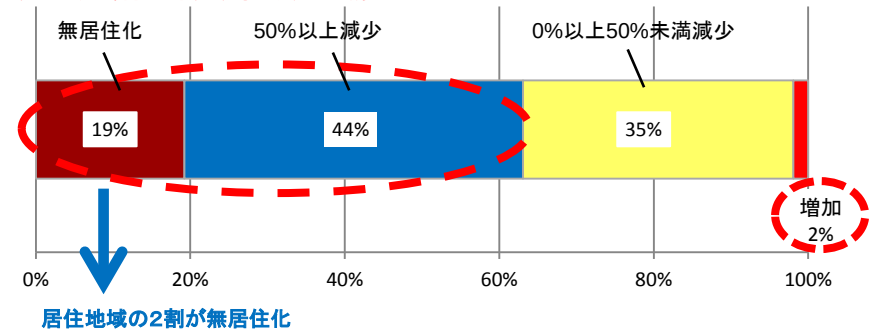
- 全国を1km²毎の地点で見ると、現在の居住地域の6割以上で人口が半分に減少し、2割の地域では無居住化する(※現在の居住地域は国土の約5割)。
- 人口が増加する地点の割合は約2%であり、主に大都市圏に分布している。
- 市区町村の人口規模別にみると、人口規模が小さくなるにつれて人口減少率が高くなる傾向が見られる。特に、現在人口1万人未満の市区町村ではおよそ半分に減少する。

【2010年を100とした場合の2050年の人口増減状況】

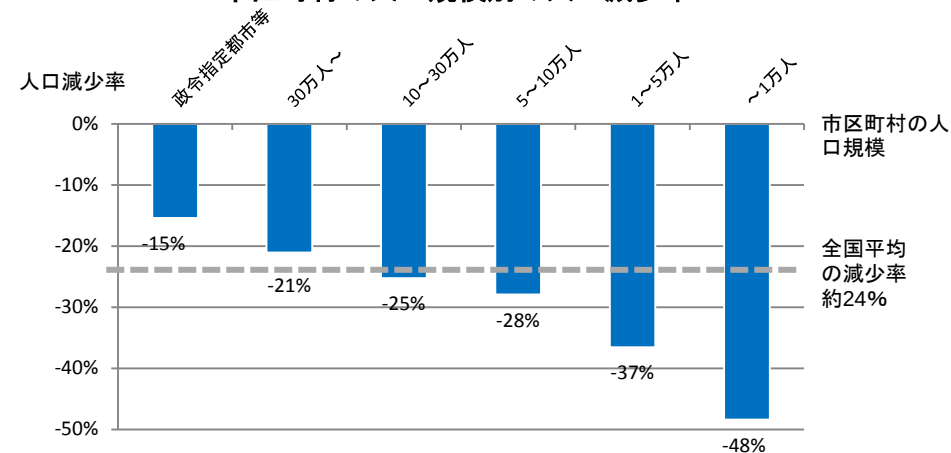


人口増減割合別の地点数

6割以上(63%)の地点で現在の半分に以下に人口が減少



市区町村の人口規模別の人口減少率



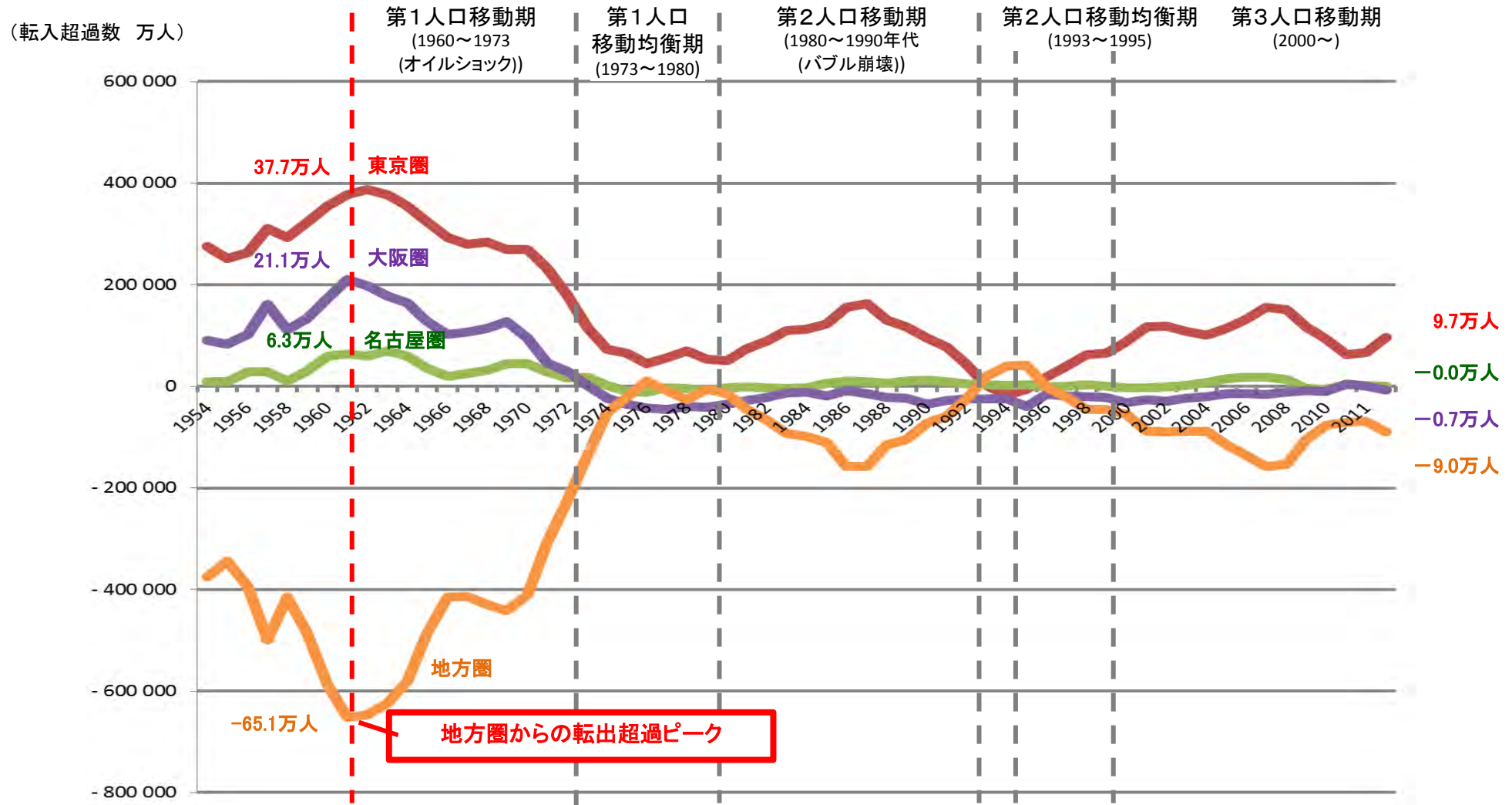
(出典) 総務省「国勢調査報告」、国土交通省国土政策局推計値により作成。

[資料出所] 国土交通省国土政策局「国土のグランドデザイン2050」(平成26年7月4日)の関連資料

1-5 人口移動の状況

○ これまで3度、地方から大都市（特に東京圏）への人口移動が生じてきた。

三大都市圏及び地方圏における人口移動（転入超過数）の推移



(出典) 総務省「住民基本台帳人口移動報告」

(注) 上記の地域区分は以下の通り。

東京圏: 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県 名古屋圏: 岐阜県、愛知県、三重県 大阪圏: 京都府、大阪府、兵庫県、奈良県

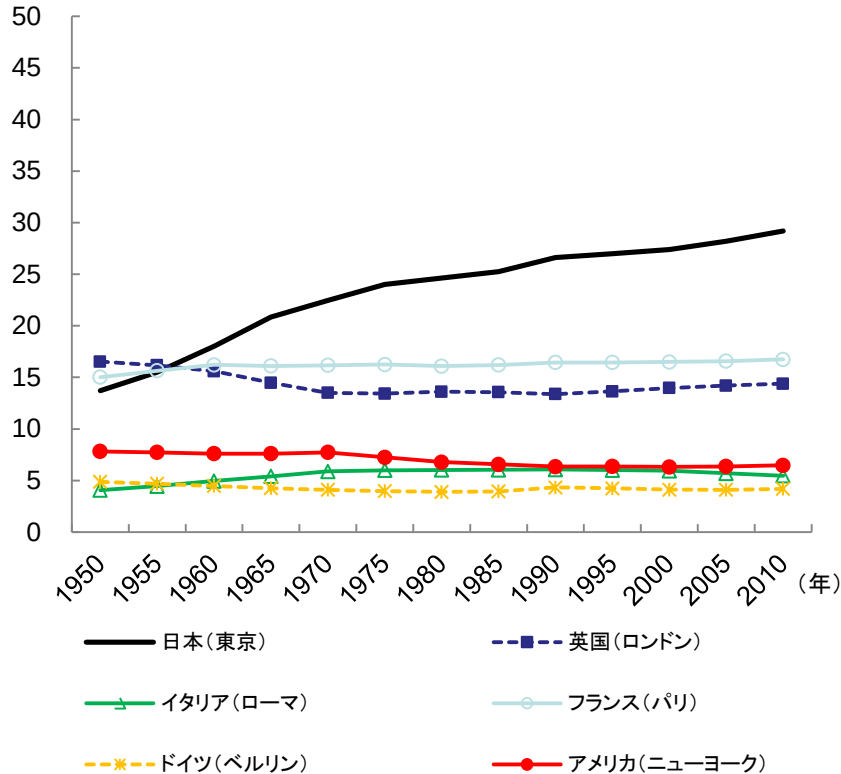
三大都市圏: 東京圏、名古屋圏、大阪圏 地方圏: 三大都市圏以外の地域

(参考) 首都圏への人口集中の国際比較

○ 首都圏への人口集中を諸外国と比較すると、日本のように首都圏の人口比率が高かつ上昇を続けている国は韓国その他にはみられない。

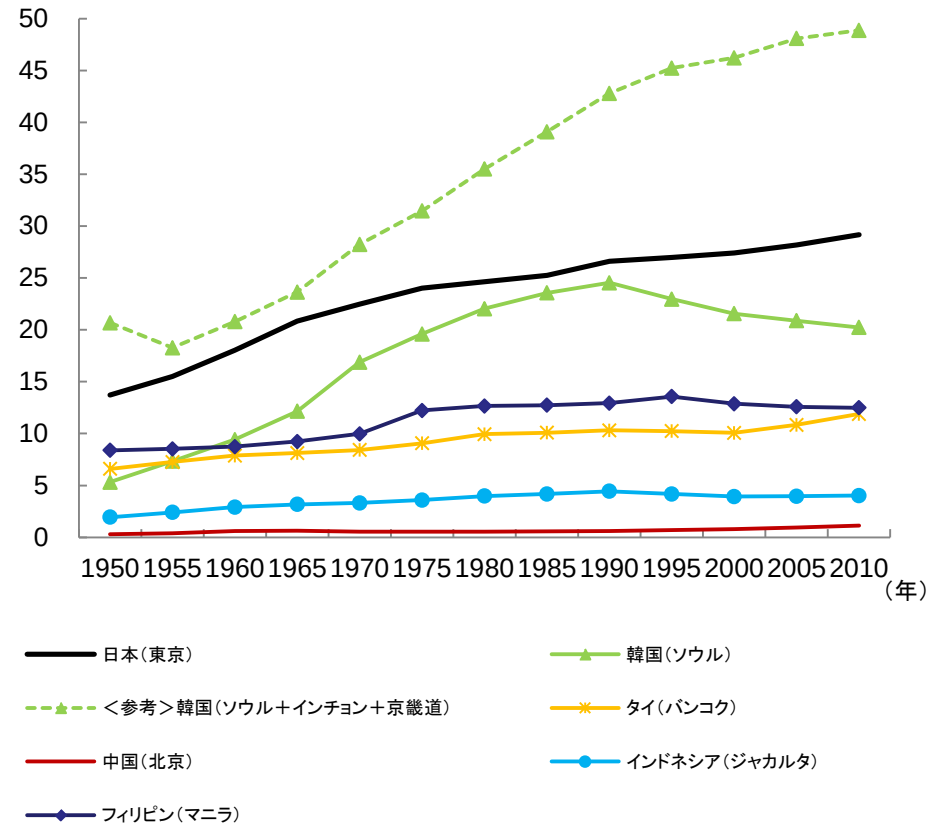
欧米諸国との比較

(首都圏人口／総人口、%)



東アジア諸国との比較

(首都圏人口／総人口、%)



(備考) UN World Urbanization Prospects The 2011 Revisionより作成。

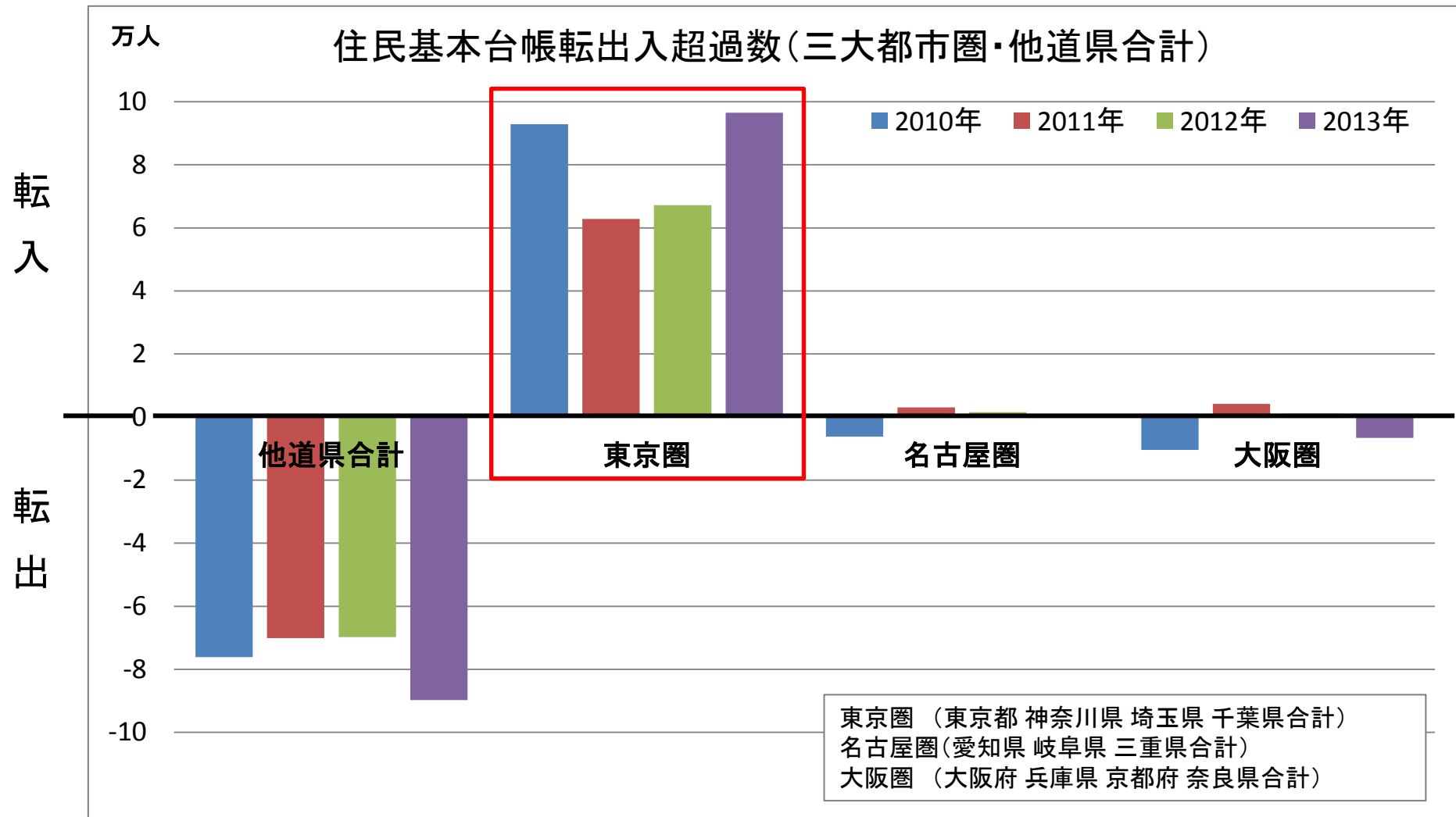
(注) 各都市の人口は都市圏人口。ドイツ(ベルリン)、韓国(ソウル)は都市人口。

日本(東京)の値は2005年国勢調査「関東大都市圏」の値。中心地(さいたま市、千葉市、特別区部、横浜市、川崎市)とそれに隣接する周辺都市が含まれている。

<参考>韓国はKOSIS(韓国統計情報サービス)のソウル、インチョン、京畿道の合算値。

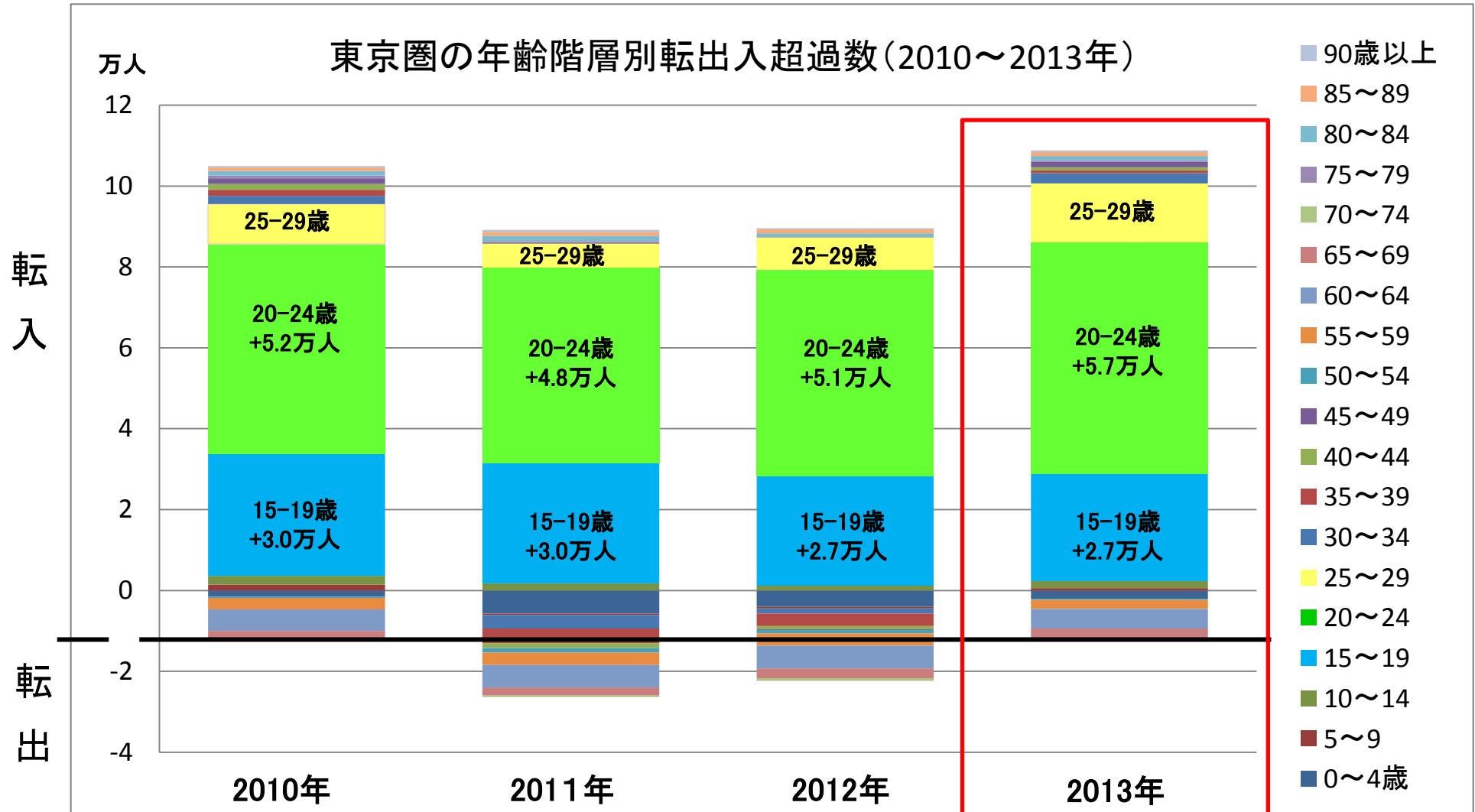
1-6 東京圏への転入超過の状況①

○ 東日本大震災後に東京圏への転入超過数は減少したが、2013年は震災前の水準を上回っており、東京圏への転入は拡大している(2013年:約10万人の転入超過)。



1-6 東京圏への転入超過の状況②

○ 東京圏への転入超過数の大半は20-24歳、15-19歳が占めており、大卒後就職時、大学進学時の転入が考えられる。



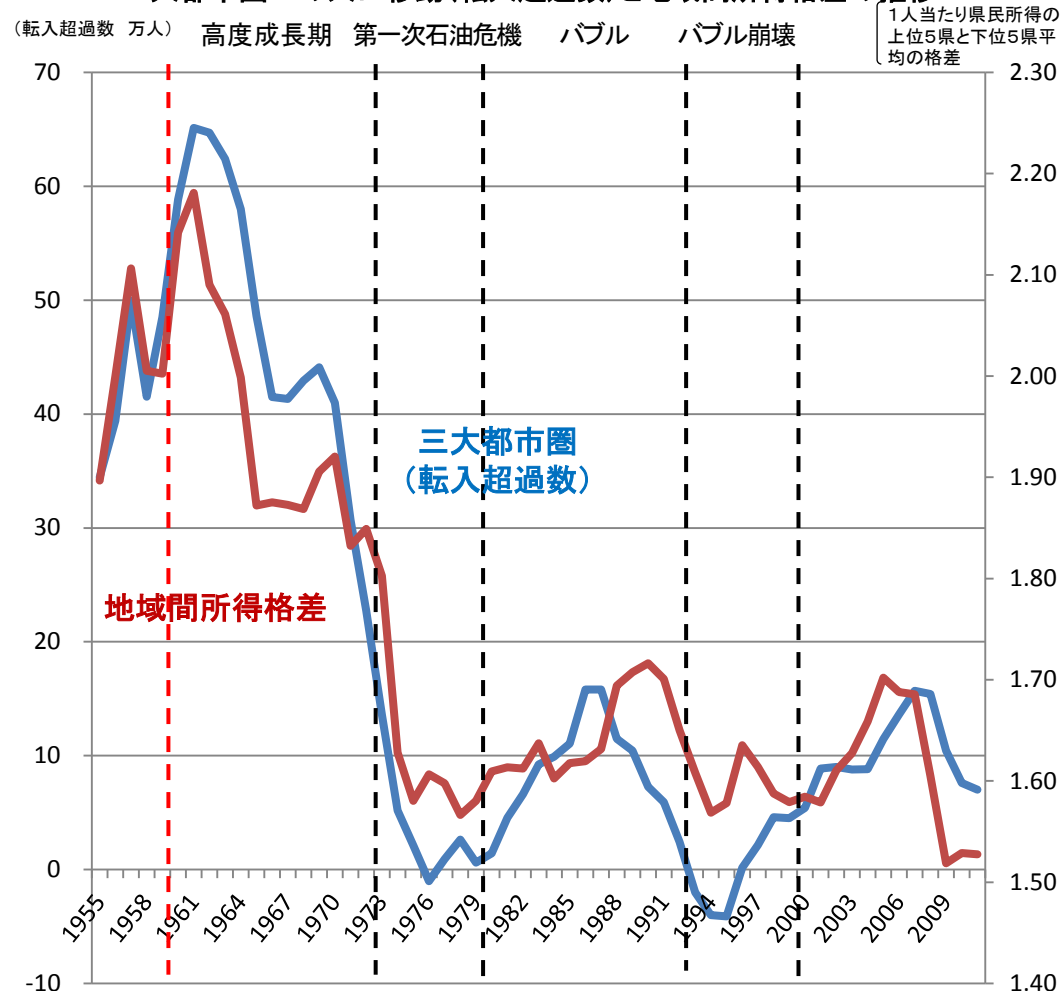
※東京圏:東京、神奈川、埼玉、千葉各都県の合計。グラフ内の人数は百人以下四捨五入。

資料出所:総務省統計局住民基本台帳人口移動報告(2010年—2013年)

1-7 人口移動と経済指標の相関関係

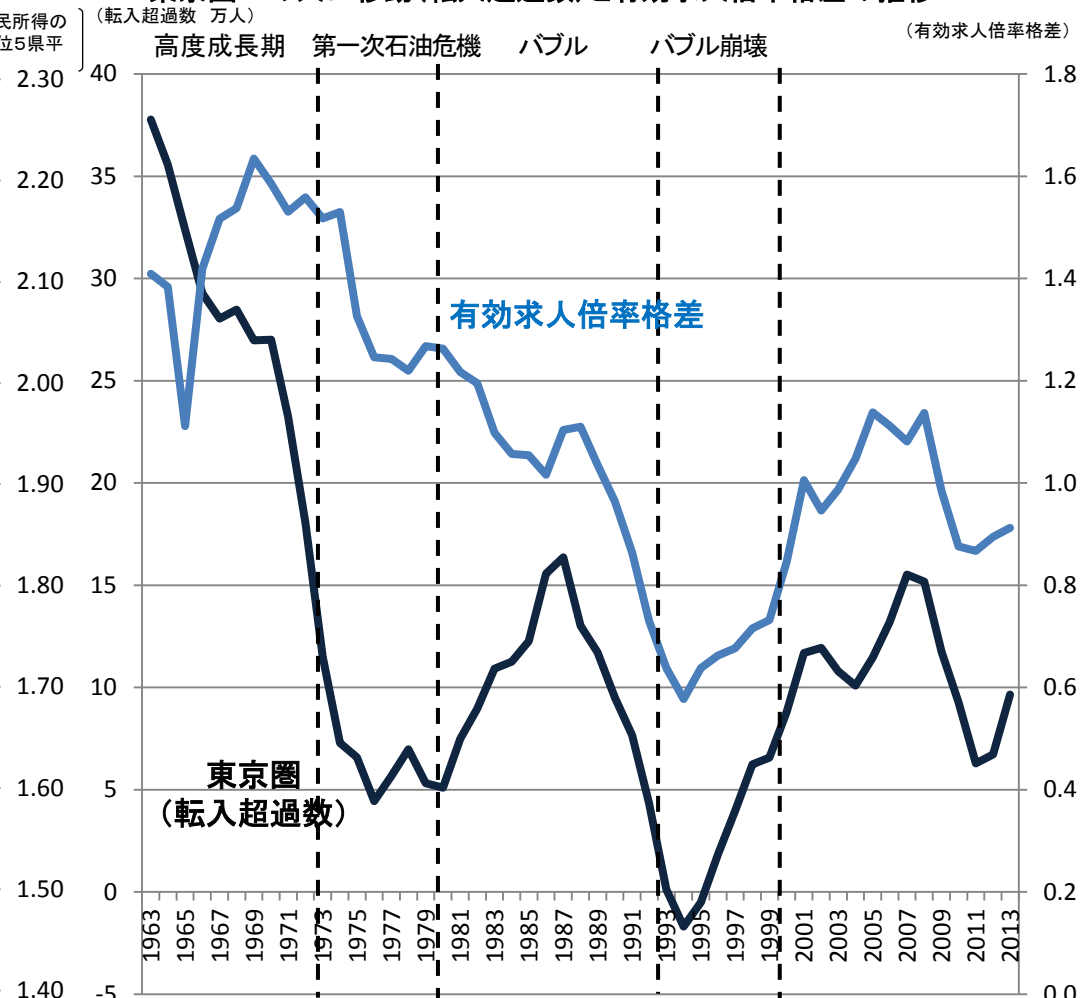
- 三大都市圏への人口移動(転入超過数)と地域間所得格差の推移は概ね一致。また、1990年代以降、東京圏の相対的な雇用環境の改善と東京圏への転入超過数の増加が同時発生。
- 東京圏への人口移動は、経済・雇用情勢の格差に影響を受ける。

三大都市圏への人口移動(転入超過数)と地域間所得格差の推移



(出典)総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告」
(注)上記の地域区分は次の通り。
三大都市圏:東京圏(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県)、名古屋圏(愛知県、岐阜県、三重県)、大阪圏(大阪府、京都府、兵庫県、奈良県)
(出典)内閣府「県民経済計算」
(注)1955～1974年は昭和55年基準計数(参考系列)、1975～1989年は平成2年基準計数(正式系列)、1990～1995年は平成7年基準計数(正式系列)、
1996～2000年は平成12年基準計数(正式系列)、2001～2011年は平成17年基準計数(正式系列)による。1955～1971年は沖縄を含んでいない。
2011年度の上位1～5位は、東京都、静岡県、愛知県、滋賀県、富山県。上位5県の平均は335.3万円である。
2011年度の下位1～5位は、沖縄県、高知県、宮崎県、鳥取県、秋田県。下位5県の平均は219.5万円であり、1.53倍となっている。

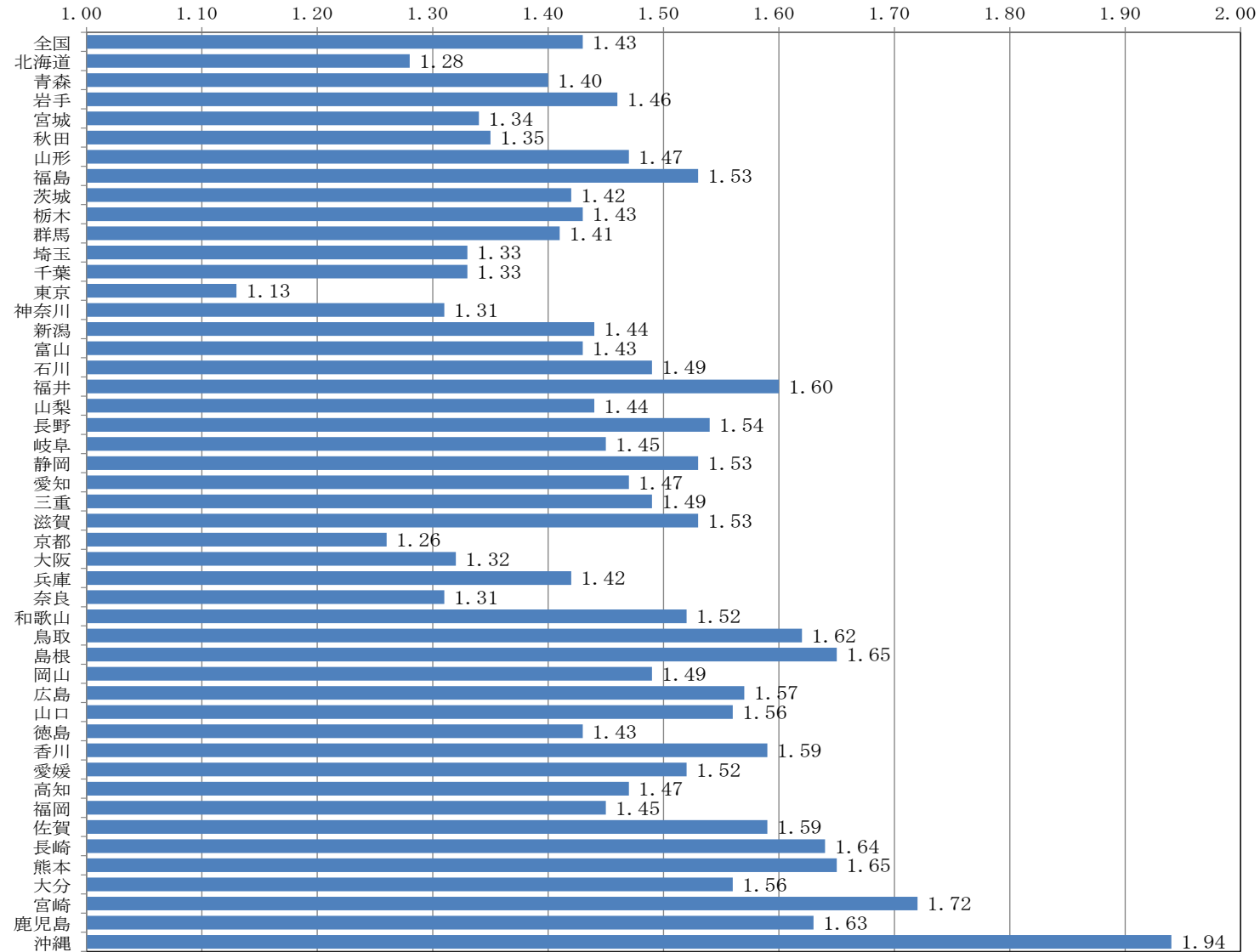
東京圏への人口移動(転入超過数)と有効求人倍率格差の推移



(出典)総務省「住民基本台帳人口移動報告」、厚生労働省「職業安定業務統計」
(注)ここでいう「有効求人倍率格差」とは、東京圏(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)における有効求人倍率(有効求人数/有効求職者数)を東京圏以外の地域における有効求人倍率で割ったもの。

(参考) 都道府県別の出生率

○ 一都三県(東京、埼玉、千葉、神奈川)、特に東京の出生率は極めて低い。

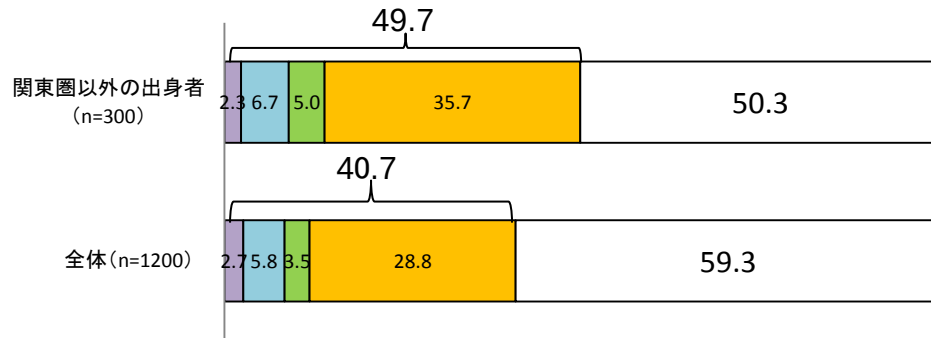


1-8 地方への移住に関する意向

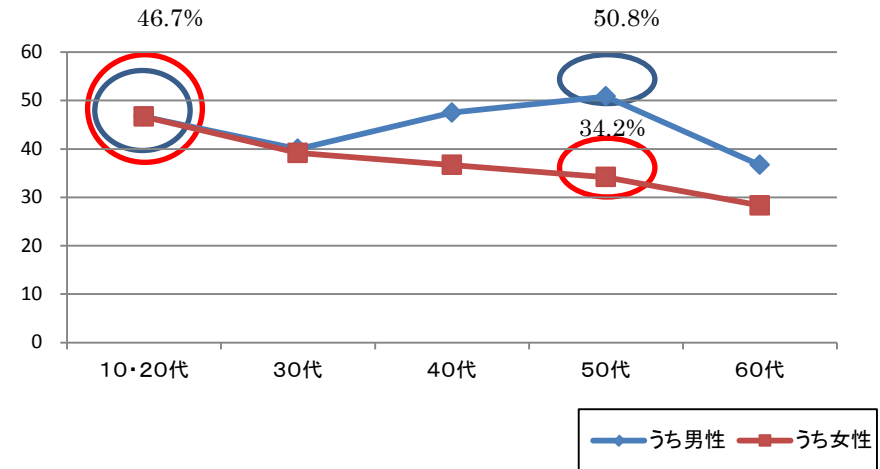
- 東京在住者の4割が今後地方への移住を予定又は検討したいと考えている。
- 移住の不安としてあげるものは、「雇用」や「日常生活・交通の不便」。

1. 東京在住者の移住希望調査結果（2014年8月）

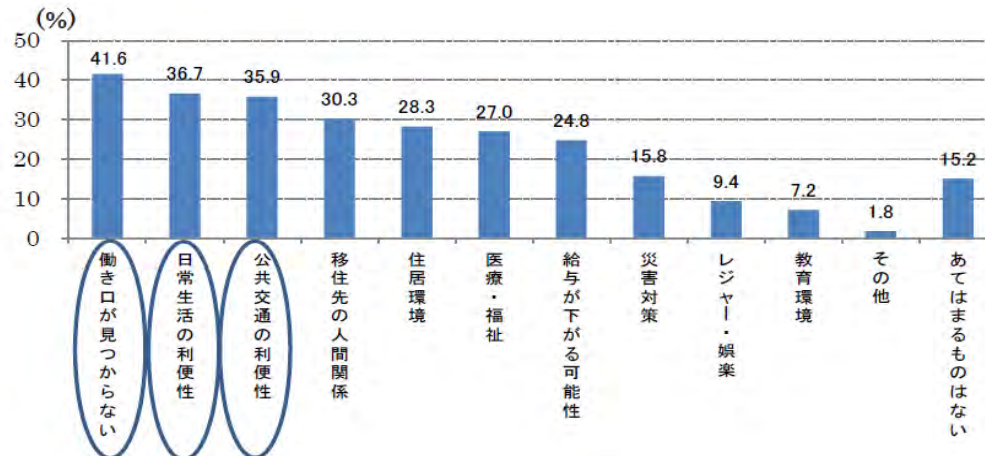
- 今後1年以内に移住する予定・検討したいと思っている
- 今後5年をめどに移住する予定・検討したいと思っている
- 今後10年をめどに移住する予定・検討したいと思っている
- 具体的な時期は決まっていないが、検討したいと思っている
- 検討したいと思わない



2. 移住希望は、男性は10・20代と50代で高く、女性は10・20代は高いが、年齢が高くなると減少。

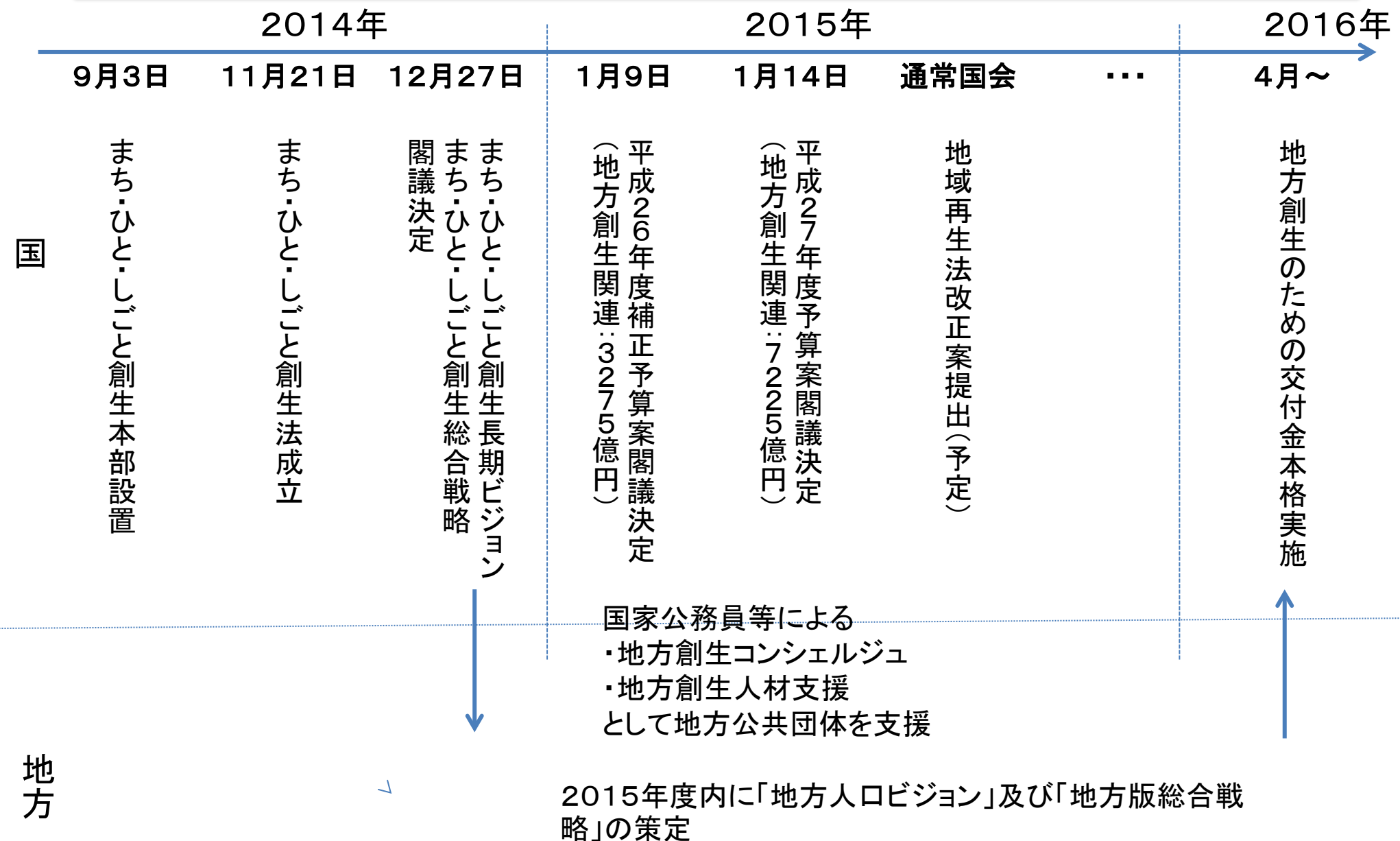


3. 移住の不安は「雇用」や「日常生活・交通の不便」が高い。



(資料出所)内閣官房「東京在住者の今後の移住に関する意向調査」

2-1 まち・ひと・しごと創生の進め方



2-2 まち・ひと・しごと創生本部の組織体制

まち・ひと・しごと創生本部

○設置根拠:閣議決定

○構成:

本部長	総理大臣
副本部長	地方創生担当大臣、官房長官
本部員	他の全ての国務大臣

※その他必要に応じて本部長が出席を求める

まち・ひと・しごと創生本部事務局

○設置根拠:総理決定

○構成:

事務局長	官房副長官(事務)
事務局長代行	・総理大臣補佐官(地方創生等担当)
	・官房副長官補(内政)
事務局長代理	(3名)

まち・ひと・しごと創生会議

○設置根拠:本部長決定

○構成:

議長	総理大臣
副議長	地方創生担当大臣、官房長官
議員	・経済再生担当大臣、女性活躍担当大臣、復興大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、内閣府特命担当大臣(金融)、内閣府特命担当大臣(経済財政政策)、内閣府特命担当大臣(規制改革)、内閣府特命担当大臣(少子化対策)
	・民間有識者

※その他必要に応じて議長が出席を求める

まち・ひと・しごと創生本部幹事会

○設置根拠:本部長決定

○構成:

議長	地方創生担当大臣
議長代理	地方創生担当副大臣、官房副長官(事務)
副議長	地方創生担当大臣政務官、総理大臣補佐官、官房副長官補
議員	事務局長代理、全事務次官・長官

2-3 まち・ひと・しごと創生法の概要

目的（第1条）

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生（※）に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。

※まち・ひと・しごと創生：以下を一体的に推進すること。

まち…国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成

ひと…地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保

しごと…地域における魅力ある多様な就業の機会の創出

基本理念（第2条）

①国民が個性豊かで魅力ある地域社会で潤いのある豊かな生活を営めるよう、それぞれの地域の実情に応じた環境を整備

②日常生活・社会生活の基盤となるサービスについて、需要・供給を長期的に見通しつつ、住民負担の程度を考慮して、事業者・住民の理解・協力を得ながら、現在・将来における提供を確保

③結婚・出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚・出産・育児について希望を持てる社会が形成されるよう環境を整備

④仕事と生活の調和を図れるよう環境を整備

⑤地域の特性を生かした創業の促進・事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会を創出

⑥地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的な行政運営の確保を図る

⑦国・地方公共団体・事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努める

まち・ひと・しごと
創生本部
（第11条～第20条）

本部長：
内閣総理大臣
副本部長（予定）：
内閣官房長官
地方創生担当大臣
本部員：
上記以外の全閣僚

案の作成
実施の推進

実施状況の
総合的な検証

まち・ひと・しごと創生
総合戦略（閣議決定）
（第8条）

内容：まち・ひと・しごと
創生に関する目標や施策
に関する基本的方向等

※人口の現状・将来見通
しを踏まえるとともに、
客観的指標を設定

勘案

勘案

都道府県まち・ひと・しごと創生
総合戦略（努力義務）（第9条）

内容：まち・ひと・しごと創生に関する目
標や施策に関する基本的方向等

勘案

市町村まち・ひと・しごと創生
総合戦略（努力義務）（第10条）

内容：まち・ひと・しごと創生に関する目
標や施策に関する基本的方向等

施行期日：公布日（創生本部・総合戦略に関する規定は、公布日から1か月を超えない範囲内で政令で定める日）

2-4 まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」と「総合戦略」の全体像

長期ビジョン

中長期展望(2060年を視野)

I. 人口減少問題の克服

◎2060年に1億人程度の人口を維持

◆人口減少の歯止め

・国民の希望が実現した場合の出生率(国民希望出生率)=1.8

◆「東京一極集中」の是正

II. 成長力の確保

◎2050年代に実質GDP成長率1.5~2%程度維持(人口安定化、生産性向上が実現した場合)

総合戦略(2015~2019年度の5か年)

基本目標(成果指標、2020年)

「しごと」と「ひと」の好循環作り

地方における安定した雇用を創出する

- ◆若者雇用創出数(地方)
2020年までの5年間で30万人
- ◆若い世代の正規雇用労働者等の割合
2020年までに全ての世代と同水準
(15~34歳の割合:92.2%(2013年)
(全ての世代の割合:93.4%(2013年))
- ◆女性の就業率 2020年までに73%
(2013年70.8%)

地方への新しいひとの流れをつくる

- 現状:東京圏年間10万人入超
- ◆地方・東京圏の転出入均衡(2020年)
・地方→東京圏転入 6万人減
・東京圏→地方転出 4万人増

若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- ◆安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる社会を達成していると考えられる人の割合
40%以上(2013年度19.4%)
- ◆第1子出産前後の女性継続就業率
55%(2010年38%)
- ◆結婚希望実績指標 80%(2010年68%)
- ◆夫婦子ども数予定(2.12)実績指標
95%(2010年93%)

好循環を支える、まちの活性化

時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

- ◆地域連携数など
※目標数値は地方版総合戦略を踏まえ設定

主な重要業績評価指標(KPI)(※1)

農林水産業の成長産業化
6次産業市場10兆円:就業者数5万人創出

訪日外国人旅行消費3兆円へ(2013年1.4兆円):雇用数8万人創出

地域の中核企業、中核企業候補1,000社支援:雇用数8万人創出

地方移住の推進
:年間移住あっせん件数 11,000件

企業の地方拠点機能強化
:拠点強化件数7,500件、雇用者数4万人増加

地方大学活性化:自県大学進学者割合平均
36%(2013年度32.9%)

若い世代の経済的安定:若者就業率78%
(2013年75.4%)

妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援
:支援ニーズの高い妊産婦への支援実施 100%

ワーク・ライフ・バランス実現:男性の育児休業取得率13%(2013年2.03%)

「小さな拠点」の形成
:「小さな拠点」形成数

定住自立圏の形成
:協定締結等圏域数(140圏域)

既存ストックのマネジメント
:中古・リフォーム市場規模20兆円
(2010年10兆円)

主な施策

- ①地域産業の競争力強化(業種横断的取組)
・包括的創業支援、中核企業支援、地域イノベーション推進、対内直投促進、金融支援
- ②地域産業の競争力強化(分野別取組)
・サービス産業の付加価値向上、農林水産業の成長産業化、観光、ローカル版クールジャパン、ふるさと名物、文化・芸術・スポーツ
- ③地方への人材還流、地方での人材育成、雇用対策
・「地域しごと支援センター」の整備・稼働
・「プロフェッショナル人材センター」の稼働

- ①地方移住の推進
・「全国移住促進センター」の開設、移住情報一元提供システム整備
・「地方居住推進国民会議」(地方居住(二地域居住を含む)推進)
・「日本版CCRC※2」の検討、普及
- ②地方拠点機能強化、地方採用・就労拡大
・企業の地方拠点強化等
・政府関係機関の地方移転
・遠隔勤務(サテライトオフィス、テレワーク)の促進
- ③地方大学等創生5か年戦略

- ①若者雇用対策の推進、正社員実現加速
- ②結婚・出産・子育て支援
・「子育て世代包括支援センター」の整備
・子ども・子育て支援新制度の円滑かつ持続的な実施
・多子世帯支援、三世帯同居・近居支援
- ③仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現(働き方改革)
・育児休業の取得促進、長時間労働の抑制、企業の取組の支援等

- ①「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)の形成支援
- ②地方都市における経済・生活圏の形成(地域連携)
・都市のコンパクト化と周辺等のネットワーク形成
・「連携中枢都市圏」の形成、定住自立圏の形成促進
- ③大都市圏における安心な暮らしの確保
- ④既存ストックのマネジメント強化

※1 Key Performance Indicatorの略。政策ごとの達成すべき成果目標として、日本再興戦略(2013年6月)でも設定されている。

※2 米国では高齢者が移り住み、健康時から介護・医療が必要となる時期まで継続的なケアや生活支援サービスを受けながら生涯学習や社会活動等に参加するような共同体(Continuing Care Retirement Community)が約2,000カ所ある。

2-5 地方への多様な支援と「切れ目」のない施策の展開

国

国の長期ビジョン:2060年に1億人程度の人口を維持する中長期展望を提示

国の総合戦略:2015~2019年度(5か年)の政策目標・施策を策定

地方

地方人口ビジョン:各地域の人口動向や将来人口推計の分析や中長期の将来展望を提示

地方版総合戦略:各地域の人口動向や産業実態等を踏まえ、2015~2019年度(5か年)の政策目標・施策を策定

情報支援

○「地域経済分析システム」

・各地域が、産業・人口・社会インフラなどに関し必要なデータ分析を行い、各地域に即した地域課題を抽出し対処できるよう、国は「地域経済分析システム」を整備。

＜地方自治体の戦略策定と国の支援＞

- ・地方が自立につながるよう自らが考え、責任を持って戦略を推進。
- ・国は「情報支援」、「人的支援」、「財政支援」を切れ目なく展開。

財政支援

○「地方版総合戦略」の策定・実施の財政的支援

人的支援

○「地方創生人材支援制度」

・小規模市町村に国家公務員等を首長の補佐役として派遣。

○「地方創生コンシェルジュ制度」

・市町村等の要望に応じ、当該地域に愛着・関心を持つ、意欲ある府省庁の職員を相談窓口として選任。

緊急的取組

経済対策(まち・ひと・しごと創生関連)

○地域住民生活等緊急支援のための交付金(仮称)

地方創生先行型の創設

地方の積極的な取組を支援する自由度の高い交付金を、26年度補正予算で先行的に創設。地方版総合戦略の早期かつ有効な策定・実施には手厚く支援。対象事業は、①地方版総合戦略の策定、②地方版総合戦略における「しごとづくりなど」の事業。メニュー例:UIターン助成、創業支援、海外販路開拓など。

地域消費喚起・生活支援型

メニュー例:
プレミアム付商品券
低所得者等向け灯油等購入助成
ふるさと名物商品・旅行券 等

27年度

総合戦略に基づく取組

- 国:27年度を初年度とする「総合戦略」を推進。
- 地方:国の総合戦略等を勘案し、「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」を策定し、施策を推進。

税制・地方財政措置

- 企業の地方拠点強化に関する取組を促進するための税制措置
- 地方創生の取組みに要する経費について地方財政計画に計上し、地方交付税を含む地方の一般財源確保 等

28年度以降

総合戦略に基づく取組

○総合戦略の更なる進展

新型交付金の本格実施へ

- 地方版総合戦略に基づく事業・施策を自由に行う
- 客観的な指標の設定・PDCAによる効果検証を行う

2-6 地域経済分析システムの活用

○ビッグデータを利用した「地域経済分析システム」により、産業、観光、人口等の動態を「見える化」。地域経済の実態を空間的かつ時系列で定量的に把握することで効果的な地域活性化政策の立案の参考とすることが可能に。

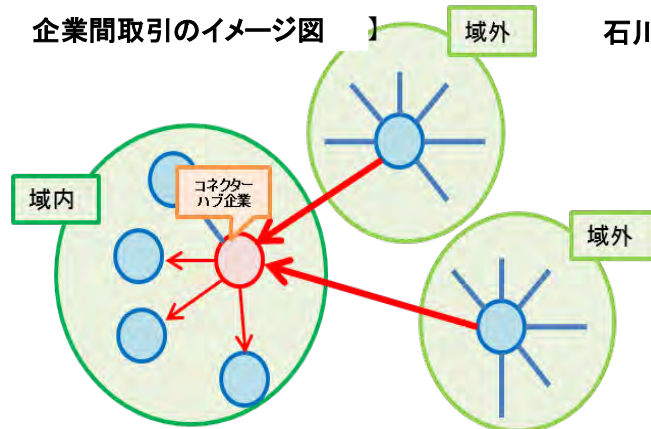
① 産業構造・サプライチェーン

- 各地域の産業集積状況
- 企業間取引関係(広域含む)の把握
- 地域中核企業

② 経済社会環境の変化 (人口等)

- (1) 企業の取引構造と地域の経済社会環境が相互に与える影響を把握
- (2) 他の自治体と比較することにより自らの強み・弱みの確認
- (3) 客観的なデータに基づく政策の決定、効果検証

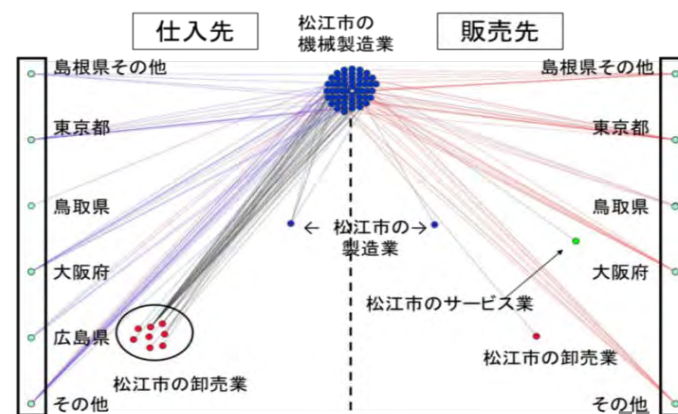
【 企業間取引のイメージ図 】



石川県・福井県の産業別花火図(繊維工業)



機械製造業に着目した松江市の全産業花火図



資料 (株) 帝国データバンク調べ

2-7 地域住民生活等緊急支援のための交付金の概要

経済対策に関する 内閣総理大臣指示

エネルギー価格の高止まりなど物価動向や消費に関する地域の実情に配慮しつつ、地域の消費喚起など景気の脆弱な部分に、スピード感を有する絞った対応

しごとづくりなど地方が直面する構造的な課題への実効ある取組みを通じて地方の活性化を促す

地域消費喚起・生活支援型

目的

地方公共団体(都道府県及び市町村)が実施する、地域における消費喚起策やこれに直接効果を有する生活支援策に対し、国が支援

対象事業

地方公共団体が策定する実施計画に定めた上記の事業

メニュー例: プレミアム付商品券(域内消費)、ふるさと名物商品券・旅行券(域外消費)等

運用の基本スタンス

人口・財政力指数等に基づく配分を行い、迅速に執行

地方創生先行型

目的

地方公共団体(都道府県及び市町村)による地方版総合戦略の早期かつ有効な策定と、これに関する優良施策等の実施に対し、国が支援

対象事業

① 地方版総合戦略の策定

② 地方版総合戦略における「しごとづくりなど」の事業

メニュー例: UIJターン助成等

運用の基本スタンス

地方公共団体が事業設計を自由に行うこととともに、明確な政策目標の下、客観的な指標の設定やPDCAの態勢整備を求める、新しいタイプの交付金

基礎交付: 人口、財政力指数等に基づく配分

上乗せ交付: 地方版総合戦略に基づく事業など内容の優れたものに対して配分

交付対象事業及びメニュー例

基本的には地方公共団体が目的にかなう施策を実施できる。

メニュー例に示された事業について、国は、地方公共団体における「実施計画」の策定（適切な客観的指標の設定を含む）から実施までをサポートする態勢を整備している。

交付対象	メニュー例
地域消費喚起・生活支援型 地域における消費喚起策やこれに直接効果を有する生活支援策	①プレミアム付商品券（域内消費） ②ふるさと名物商品券・旅行券（域外消費） ③低所得者等向け灯油等購入助成 ④低所得者等向け商品・サービス購入券 ⑤多子世帯支援策
地方創生先行型 総合戦略における「しごとづくりなど」の事業	①「地方版総合戦略」の策定（必須） ②UIターン助成 ③地域しごと支援事業等 ④創業支援・販路開拓 ⑤観光振興・対内直接投資 ⑥多世代交流・多機能型ワンストップ拠点（小さな拠点） ⑦少子化対策（地域消費喚起等型対応等を除く）

地方版総合戦略【平成31年度までの5か年】

基本目標

地方における安定した雇用を創出する
雇用創出数：●●人

地方への新しいひとの流れをつくる
転入者数：●●人

若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
出生数：●●人

時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する
「小さな拠点数」：●●か所

具体的な施策（5か年分）

農業の担い手確保・育成 KPI:新規就農者数 ●●人

観光振興策の実施 KPI:観光入込客数 ●●人

移住・交流の専門相談員の配置 KPI:相談件数 ●●件

企業や本社機能の立地の促進 KPI:進出企業数 ●●社

若者向け職業相談 KPI:若者(20～34歳)の就業率 ●●%

多子世帯の負担軽減 KPI:実施市町村数 ●●市町村

地域交通の利用促進 KPI:路線バスの利用者数 ●●人

中心市街地の活性化 KPI:空き店舗数 ●●店

地方創生先行型交付金

PDCAサイクル

【平成27年度】

Plan : 実施計画においてKPIを設定

Do: 事業を実施

【平成28年度】

Check: 外部有識者も参加した検証機関において、KPIにより効果を検証

Action : 総合戦略の改訂

実施計画（平成26・27年度分）

◇農業の担い手育成事業

KPI: 新規就農者数 ●●人

◇移住・交流相談事業

KPI: 移住相談件数 ●●件

◇若者雇用支援事業

KPI: 若者(20～34歳)の就業率 ●●%

平成27年度策定の総合戦略に盛り込む（国により確認）

2-8 地方における企業の拠点強化を促進する特例措置の創設

- 地方創生のためには地方で生まれ育ち、そこで働きたい若者のための「しごと」の創出が不可欠。
- そのため、今国会で改正予定の地域再生法に基づき自治体で作成する計画に沿って、地方拠点の強化・拡充を行う企業に対する税制等の支援措置を創設。
(事業税(移転型のみ)、不動産取得税、固定資産税について、自治体が課税の減免をした場合に、地方交付税による減収補填措置を併せて創設。)

改正概要 【適用期間:平成29年度末までに投資計画が承認された事業者について、承認日より2年間に実施した投資が対象】

拡充型(含対内直投)

地方の企業の拠点拡充



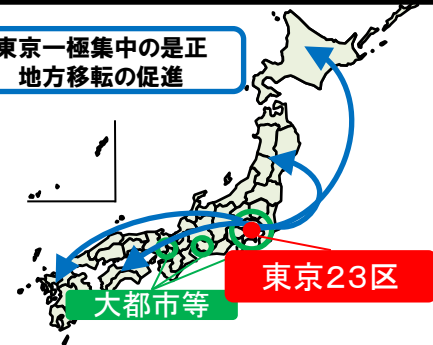
地方にある企業の本社機能(※)等の強化を支援

※ 本社機能とは、経営意思決定、経営資源管理(総務、経理、人事)、各種業務統括(研究開発、国際事業等)などの事業所をいう。工場及び当該地域を管轄する営業所等は含まない。

移転型

東京一極集中の是正
地方移転の促進

東京23区からの移転の場合、拡充型よりも**支援措置を深掘り**



以下の要件を満たす自治体が計画を策定し国が認定

1. 地域要件: 右記の移転型の要件に加えて、単独自治体、又は地域連携により、概ね人口10万人以上の経済圏を構成し、一定の事業集積が認められる地域

企業の地方拠点強化に関する計画(知事認定)

オフィス
減税

オフィスに係る建物等の取得価額に対し、特別償却15%又は税額控除4%(※) **《新設》**
※計画承認が平成29年度の場合は2%
(措置対象: 建物、建物附属設備、構築物)
(取得価額要件: 大企業2,000万円、中小企業1,000万円)

雇用促進
税制

- ①増加雇用者1人当たり50万円を税額控除 **《従来の40万円に、地方拠点分は10万円上乗せ》**
- ②法人全体の雇用増加率10%未満の場合でも、1人当たり20万円を税額控除 **《新設》**

以下の要件を満たす自治体が計画を策定し国が認定

1. 地域要件: 東京圏、中部圏中心部、近畿圏中心部を除く全地域
2. 本社機能の受入促進策を講じていること

企業の地方拠点強化に関する計画(知事認定)

オフィス
減税

オフィスに係る建物等の取得価額に対し、特別償却25%又は税額控除7%(※) **《新設》**
※計画承認が平成29年度の場合は4%
(措置対象: 建物、建物附属設備、構築物)
(取得価額要件: 大企業2,000万円、中小企業1,000万円)

雇用促進
税制

- ①増加雇用者1人当たり最大80万円を税額控除 **《拡充型50万円に、地方拠点分は更に30万円上乗せ》**
- ②①のうち30万円分は、雇用を維持していれば、最大3年間継続 **《新設》**
- ③②は法人全体の雇用増がなくても、東京から地方への移転者にも適用 **《新設》**

(参考1) 地方における企業の拠点強化を促進する特例措置(オフィス減税))

【企業による地方拠点の拡充の動き】

- 近年、企業による地方拠点拡充の自発的な動きとして、①創業地などの「縁」のある地域への移転、②生産拠点との一体化による効率化、③災害リスクの分散化を図る動きが見られる。
- この地方拠点の強化の動きを支援することにより、地方拠点の高度化や地域での雇用増大に加えて、周辺地域への経済波及効果が期待される。また、社員の子育てと仕事の両立が容易になることも期待される。

オフィス減税の適用対象の建物等のイメージ

事例①(本社)

- 東京に本社を置く企業が、創業の地である地方都市に新社屋を建設し、本社を移転。



事例②(研究所)

- 効率的に研究開発成果を量産に結びつけるため、東京本社から研究開発機能を地方の主力生産工場がある地域に集約化し、研究所を工場敷地内に新たに建設。



事例③(研修所)

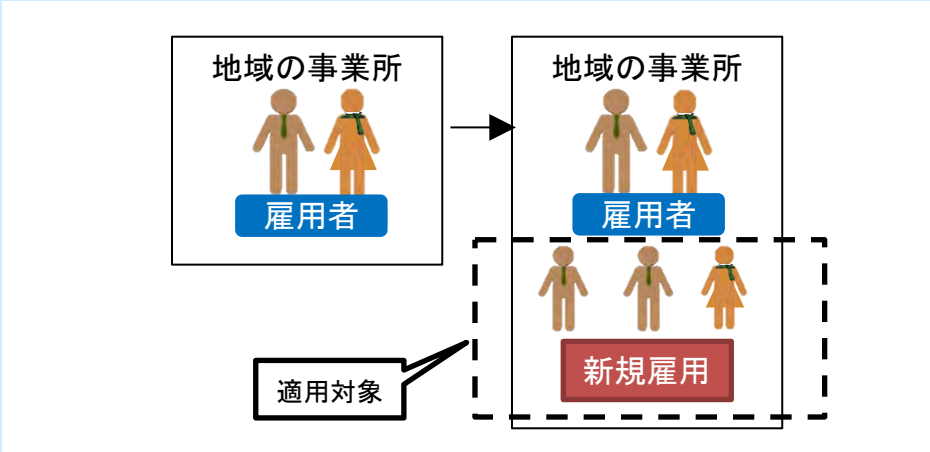
- 本社等の複数事業所に分散されていた教育機能を一元化するために、地方に総合研修施設を建設。



(参考2)企業の地方における拠点強化を促進する特例措置(雇用促進税制)

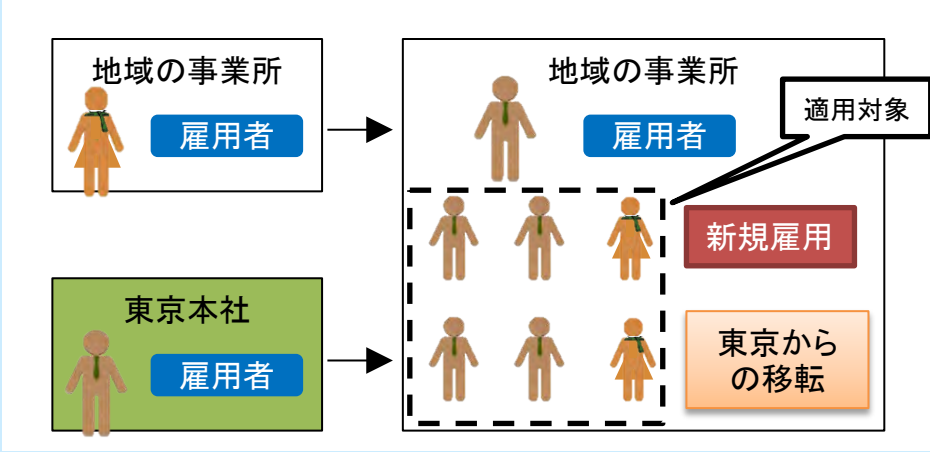
雇用促進税制の適用のイメージ

拡充型(自治体連携により概ね10万人以上の圏域を構成)



地方拠点の当期増加雇用者数一人当たり
★法人全体の雇用者増加率が10%以上 **50万円**
★法人全体の雇用者増加率が10%未満 **20万円**
を税額控除
(ただし、法人全体の雇用者の純増数を上限)

移転型



①地方拠点の当期増加雇用者数一人当たり
50万円／20万円 を税額控除
(ただし、法人全体の雇用者数の純増数を上限)
② ①に加え、当該地方拠点における当期増加雇用者数一人当たり
30万円 の税額控除を追加
(②は最大3年間継続(計90万円)。ただし、当該地方拠点の雇用者数又は法人全体の雇用者数が減少した後は不適用)

従来の雇用促進税制

適用要件

- 適用年度中に雇用保険一般被保険者の数が5人(中小企業は2人)以上かつ10%以上増加
- 適用年度及びその前事業年度中に事業主都合による離職者がいないこと
- 適用年度における「支払給与額」が、その前事業年度よりも、一定以上増加 等

措置内容 雇用増加人数1人当たり**40万円**の税額控除

税額控除のイメージ	1年目	2年目	3年目
	30万	30万	30万
50万			
初年度 1人最大80万円 3年間 1人最大140万円 28			

参考① 地方創生のためのしごとづくり支援策（例）

1. 地域産業の競争力を強化

(1) 新しい分野に挑戦する戦略をつくりたい

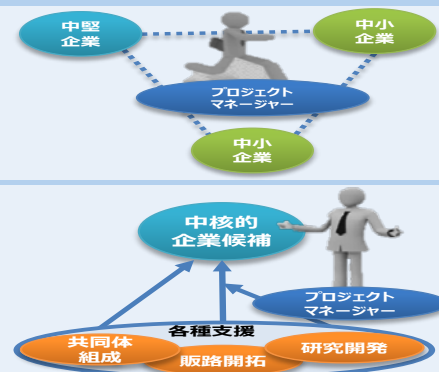
- 地域に密着して活躍する中核企業やその候補・取引先（中堅・中小企業）が、新しい事業分野に進出する際、産学官金との連携を支援する専門家を派遣して、戦略策定から実行までを支援します。

中堅企業対象

中小企業・小規模事業者対象

※取引先企業も参画可能です。

- 腕利きの「プロジェクトマネージャー」を選定して、経済産業局や自治体等と連携して、優れた技術力等を持ち将来性のある、地域の中核企業候補を発掘します。
- 中核企業候補やその取引先の関連企業等を中心としてプロジェクトを組成し、新事業進出のコンセプト作り、開発時の産学連携、事業パートナー探し、販路開拓などを、プロジェクトマネージャーが一貫して支援します。



(2) 地方創生交付金を活用して販路を拡大したい

中堅企業対象

中小企業・小規模事業者対象

- 地域を支える中堅企業・中小企業が、新たな販路を開拓するための取組（試作品・サービス開発や、新たな受注獲得に向けた技術開発・実証実験）に対して、自治体（都道府県・市町村）が、新設された「地方創生交付金」を活用して支援することができます。

交付金が活用できる具体例

- 医療用機器のアジア市場開拓を見据え、品質と価格の双方で競争力を有する量産技術確立のための試作品開発
- 航空機部品の新規受注に向けた、部品加工の生産設備の導入や実証実験のための試験設備の導入



- 他にも、生産能力増強への設備導入費用の助成、国内での販路開拓に向けたアンテナショップの整備、海外での販路開拓に向けた海外商談会への出展支援、市場開拓のための戦略策定なども含め、自治体の創意工夫による裁量で、実需に応じた総合的な支援が可能となっています。自治体にご相談下さい。

(3)競争力のある新製品を研究開発したい

中小企業・小規模事業者対象

- 中小企業・小規模事業者が、大学・公的研究機関等と連携して行うものづくり技術を活用した研究開発など費用の2 / 3を補助します。
※特定ものづくり基盤技術に、「デザイン開発技術」を追加します。
- また、技術の市場価値を評価できる専門家（金融機関やコンサルタント等）の支援を受けて行う、大企業や大学等の知を活用した研究開発も支援します。

<研究開発・試作品開発>

①プロジェクト委託型

【委託上限額：1プロジェクトにつき、初年度1億円×3年間】

②一般型

【補助上限額：初年度4,500万円、補助率：定額・2/3】
2年目は初年度の2/3、3年目は1/2を上限として補助

<シーズ活用研究開発>

①シーズ発掘調査

【補助上限額：1,000万円、補助率：定額】

②シーズ活用研究開発

【補助上限額：2,000万円、補助率：2/3】



(4)技術シーズを事業化に結び付けたい

中堅企業対象

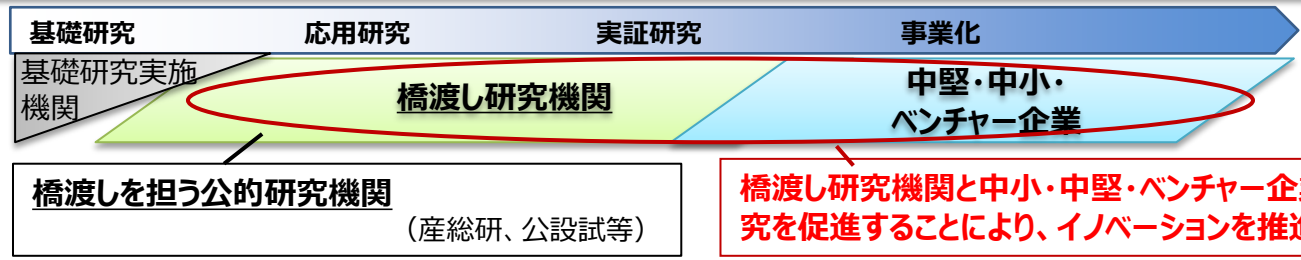
中小企業・小規模事業者対象

- 中堅・中小・ベンチャー企業は特定の優れた技術を持っていますが、それだけでは事業化を目指すには不十分なことがあります。このため、優れた基盤技術等を有する機関がその技術の中堅・中小・ベンチャー企業に橋渡しすることにより、実用化を促進することが重要となります。
- 具体的には、中堅・中小・ベンチャー企業が、革新的な技術シーズを事業化に結びつける「橋渡し」機能を有する機関（橋渡し研究機関：産総研、公設試等）の能力を活用して、共同研究を実施する際に、N E D O（新エネルギー・産業技術総合開発機構）が支援します。

<補助対象>

中小企業（資本金3億円以下）又は中堅企業（売上1000億円以下）
と橋渡し研究機関の共同研究

【補助上限額：1億円／年、補助率2/3】



(5) 新たなサービスや新商品・試作品を開発したい

中小企業・小規模事業者対象

- 新しい商品・サービスの開発や業務プロセスの改善、新しい販売方法の導入など、中小企業・小規模事業者が取り組む事業革新の費用の2/3を補助します。共同体で行う設備投資なども支援します。

<補助対象>

- ① 新しいサービス、新商品・試作品の開発

【補助上限1000万円、補助率2/3】

※設備投資をせずにサービス開発をする場合は上限700万円

- ② 複数者が共同で取り組む設備投資等

【補助上限：共同体で5000万円（500万円／社）、補助率2/3】

(6) 製品性能を証明できる標準を作りたい

中堅企業対象

中小企業・小規模事業者対象

中堅・中小企業が開発した製品を国内外に売り込む際の市場での信頼性向上や差別化などの有力な手段となる、性能の評価方法などの標準化を支援します。

①「新市場創造型標準化制度」の創設

- ①企業1社では業界内の調整が困難、②中堅・中小企業等で、標準の原案を作成することが困難、③複数の産業界にまたがる等の場合に「新市場創造型標準化制度」を活用することで、迅速な国内標準化（JIS化）や国際標準提案を可能にします。

②中堅・中小企業の標準化支援

- 中堅・中小企業の優れた技術・製品の標準化に向けた実証データの収集を支援します。
- 中堅・中小企業に代わり、日本規格協会（JSA）が、国内標準（JIS）や国際標準（ISO、IEC）の原案作成から標準提案を行います。
- JSAの相談窓口（総合標準化相談室）で、中堅・中小企業からの標準化に関する様々な相談に応じます。

(7) 海外市場に販路を拡大したい

中堅企業対象

中小企業・小規模事業者対象

海外市場に活路を見いだそうとする中小企業・小規事業者に対し、J E T R O（日本貿易振興機構）、中小企業基盤機構が、事業計画策定から輸出体制の構築、現地進出、更には、進出後の課題や事業再編の対応まで、一貫して総合的に支援します。

- 海外での販路開拓を目指す中小企業に対し、海外展開事業計画の実現可能性（F/S）調査を実施します。
- 展示会、常設展への出展支援、海外バイヤーとの商談の機会を提供し、販路開拓を支援します。
- 官民支援機関が連携する「中小企業海外展開現地支援プラットフォーム」を整備し、進出、移転、事業再編それぞれの局面で総合的に支援します。

また、中堅企業についても、海外販路開拓に向け、J E T R Oを通じ専門家を派遣し、輸出戦略作りから成約まで一貫して支援します。

- 海外展開の経験がない商材や進出経験の浅い国向けを中心に、輸出に向けた戦略作りから成約に至るまでの専門家による商談支援等をワンパッケージで実施します。

中堅・中小
企業

輸出戦略のアドバイス
市場・顧客情報の収集
見本市対応・商談支援
特定専門分野の相談
契約締結への助言

グローバル
企業

(8) 地域にオフィスを新增設したい

- 地域におけるオフィスの新增設に対して、設備投資や雇用に対する減税で支援します。
(大企業を含む全ての企業が、首都圏、近畿圏、中部圏の一部の大都市を除く地域に新增設する場合が対象となります。)

拡充型（含対内直投）

既に事業所を保有している／保有していないに関わらず、地方における企業の本社機能（※）を有するオフィスの新增設を支援します。

※ 本社機能とは、経営意思決定、経営資源管理（総務、経理、人事）、各種業務統括（研究開発、国際事業等）などの機能を有する事業所を言います。工場及び当該地域を管轄する営業所等は対象ではありません。

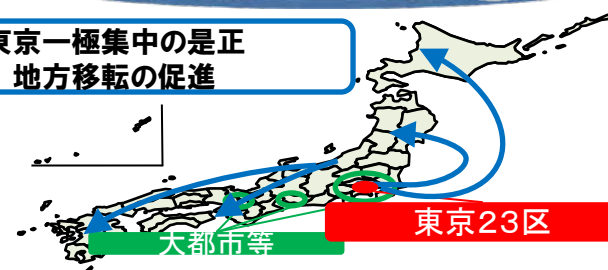
移転型

東京一極集中是正のため、**東京23区**から本社機能が移転される場合は、上記の拡充型よりも、更に支援措置を深掘りします。

地方の企業の拠点拡充



東京一極集中の是正
地方移転の促進



事例①（本社）

○東京に本社を置く企業が、創業の地である地方都市に新社屋を建設し、本社を移転。

事例②（研究所）

○効率的に研究開発成果を量産に結びつけるため、東京本社から研究開発機能を地方の主力生産工場がある地域に集約化し、研究所を工場敷地内に新たに建設。

事例③（研修所）

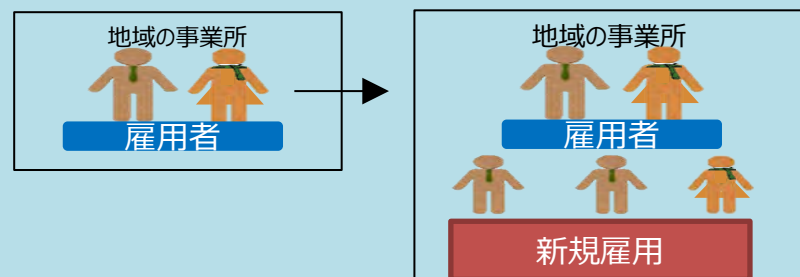
○本社等の複数事業所に分散されていた教育機能を一元化するために、地方に総合研修施設を建設。



雇用促進税制の適用のイメージ

拡充型

（自治体連携により概ね10万人以上の圏域を構成）



地方拠点の当期増加雇用者数一人当たり

①法人全体の雇用者増加率が10%以上の場

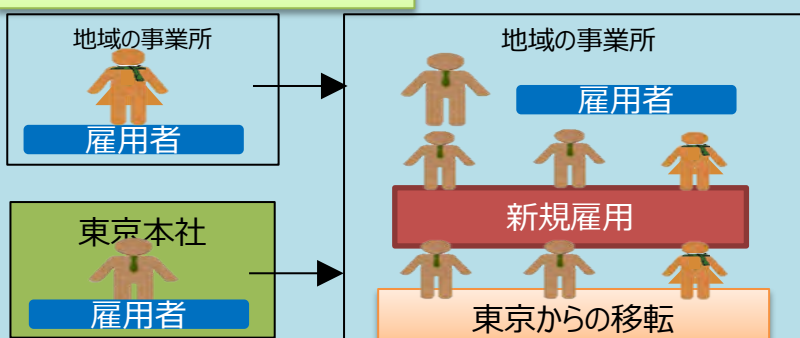
合は、**50万円を税額控除**

②法人全体の雇用者増加率が10%未満の場

合は、**20万円を税額控除**

（ただし、法人全体の雇用者の純増数を上限）

移転型



①地方拠点の当期増加雇用者数一人当たり

50万円又は20万円を税額控除

（ただし、法人全体の雇用者数の純増数を上限）

② ①に加え、当該地方拠点における当期増加雇用者数一人当たり**30万円の税額控除を追加**

（②は最大3年間継続（計90万円）。ただし、当該地方拠点の雇用者数又は法人全体の雇用者数が減少した後は不適用）

税額控除のイメージ



2. 地域を支えるサービス産業の活性化

(1) サービスの新たなビジネスモデルを開発したい

中小企業・小規模事業者対象

- 中小企業・小規模事業者が、他の事業者及び大学・公的研究機関等と連携して行う革新的なサービス開発の費用の2/3を補助。

【補助上限額3,000万円、補助率2/3】

※2年目は、初年度と同額を上限として補助

活用事例



宿泊客個別ニーズに応えるサービスを提供するため、モバイル等端末を導入。



宿泊客の満足度向上のために接客に注力することで、売上・利益等の経営指標改善を実現。

※中小企業新事業活動促進法に基づく「異分野連携新事業分野開拓計画」の認定を受け、所定の要件を満たす必要があります。

(2) 優れたサービスモデルを参考にしたい

- 「優れたサービスをつくり届けるしくみ」を毎年表彰する新たな制度を創設します。サービス分野での成功事例を、日本全国で参考にいただけます。

「日本サービス大賞」

サービスの受け手の期待を超える経験価値を提供するサービスを「優れたサービス」とし、これをつくりとどける構造やプロセス、その波及効果を総合して評価。

- ◆主催：サービス産業生産性協議会
- ◆対象：優れたサービスをつくりとどけるしくみを有する事業者（業種は問わない）
- ◆応募：自薦・他薦いずれも可

- ◆予定（第1回）
2015年度初め 制度発表
2015年半ば 募集開始
2015年度末 発表

(3) サービス産業の経営人材を育てたい

- サービス事業者とコンソーシアム組成する教育機関に対し、専門的・実践的なサービス経営教育プログラムを開発し、当該プログラムを基にしたサービス経営講座等の開設を支援します。

参考：諸外国のサービス経営人材育成教育機関

【補助率】定額（補助上限額1,200万円）、2/3（補助上限額600万円）

【宿泊業】コーネル大学ホテル経営学部（米国）
ホテル経営専門の経営人材育成プログラムを提供。

【飲食業】カリナリー・インスティテュート（米国）
飲食分野専門の経営人材育成プログラムを提供。

(4) ロボットの導入で生産性を向上させたい

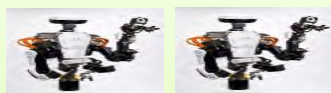
- ものづくり分野やサービス分野等におけるロボットの導入実証を支援します。

【補助率1/2、2/3】

<例>



自動化による単純作業や
過酷環境下作業からの解放



多能工ロボットの活用
によるラインの柔軟性向上



調理補助作業



検品作業



在庫管理作業

ロボット導入実証事業

- ・ 生産性向上に資するロボット等の設備導入、ライン構築に係るシステムインテグレート等に要する費用の一部を補助します。

ロボット導入FS事業

- ・ 業務分析の実施やロボット導入に伴う費用対効果の算出等に要する費用の一部を補助します。

(5) 商店街を活性化させたい

- 社会構造の変化の中で、商店街が中長期的に発展していくための取り組みを支援します。

<支援対象>

【補助上限5億円、補助率2/3】

(例)

①地域資源活用

- ・ 地元産品や商品を販売するアンテナショップの設置
- ・ オリジナル商品の開発 等

③少子・高齢化対応

- (例)
- ・ 子育て支援、福祉施設の設置
 - ・ 健康支援サービスの提供 等

(例)

②外国人対応

- ・ 外国語コンシェルジュサービスの提供
- ・ Wi-Fiの設置、免税対応機器等の導入 等

(例)

④創業支援

- ・ インキュベーション施設の設置
- ・ 空き店舗への店舗誘致 等

⑤地域交流

- (例)
- ・ まちなか交流スペースの 設置
 - ・ コミュニティカフェの設置 等

(6) 市街地を活性化させたい

- 集客力向上のための街並や景観の統一などの施設の改修・リノベーション等、中心市街地とその周辺地域を活性化させる事業を支援。
- 過疎地域等における買物弱者対策への取組を支援。

【補助上限(検討中)、補助率2/3】

活用事例

改修前



改修後



<商業施設の改修等の支援>

②店まで連れてくる



③商品を届ける



①身近な場所に店を作る



<買物弱者対策のための支援>

3. 地域の特産品・資源の活用

(1)「ふるさと名物」を開発したい

中小企業・小規模事業者対象

●「ふるさと名物」支援

・中小企業・小規模事業者が、鉱工業品、観光資源などの地域資源を活用して、農商工連携により「ふるさと名物」などの新商品・サービスを試作開発したり、販路を開拓したりする費用の一部を補助します。

【補助上限500万円、補助率2/3】

・中小企業グループによる地域資源を活用した「ふるさと名物」などのブランド化のための取組等の費用を補助します。

【補助上限2,000万円、補助率2/3】

●J A P A Nブランドの育成を支援

・自らの強みを分析し、明確なブランドコンセプトと海外展開の基本戦略を固めるため、専門家の招へい、市場調査などの取組を支援します。

【補助上限200万円、定額補助】

・具体的なブランドの確立や海外販路開拓を図るため、新商品開発、海外展示会出展等を行うプロジェクトを支援します。海外販路開拓を継続的に支援するため、最大3年間の支援を実施します。

【補助上限2,000万円、補助率2/3】

(2)「ふるさと名物」を購入したい

新設された「地方創生交付金」を活用して、自治体が指定した「ふるさとの名物商品」等を割引価格で購入できる商品券を販売します。実施状況は自治体により異なりますので、詳細は各自治体へご相談下さい。

<例>



(3)農業と商工業の連携を推進したい

中堅企業対象

中小企業・小規模事業者対象

●農業の新たな取り組みとして、コンソーシアムを組むなど、民間事業者・団体、大学等研究機関が連携して行う以下の事業に補助を行います。

- ①海外需要の創出・拡大を目指す、先端技術を活用した農業生産、加工、流通、販売の一貫した輸出システムの構築
- ②グローバル展開を目指す植物工場など先端生産システムの国内における実証

4. 地域を活性化する新たなビジネスの創出

(1) 創業したい／創業を応援したい

- 創業・第二創業をお考えの方を支援します。
 - ・創業予備軍の方々に対して、全国で「創業スクール」を開催し、創業に必要な基本的知識の習得からビジネスプランの策定までを支援します。

【補助上限200万円、補助率2/3】
 - ・新たに起業を目指す女性・若者等の創業者の方々に対して、店舗借入費や設備費等の創業に要する費用の一部を支援します。
 - ・事業承継を契機に既存事業を廃業し、新分野に挑戦する第二創業者の方々に対して、人件費や設備費（廃業コスト含む）等に要する費用の一部を支援します。

【補助上限1000万円、補助率2/3】
- 創業支援に力を入れたい自治体の取組を支援します。
 - ・産業競争力強化法における創業支援事業者（商工会・商工会議所、金融機関等）が、認定創業支援事業計画に基づき行う創業者支援の取組に対して支援します（経営指導やビジネススキルアップ研修、コワーキングスペース運営等）。

(2) 地方創生交付金を活用して創業したい

新設された「地方創生交付金」を活用して、自治体の裁量により、域内型のサービス業や農産品の生産・加工・流通事業など、創業や第二創業を促すための支援が可能です。自治体にご相談下さい。

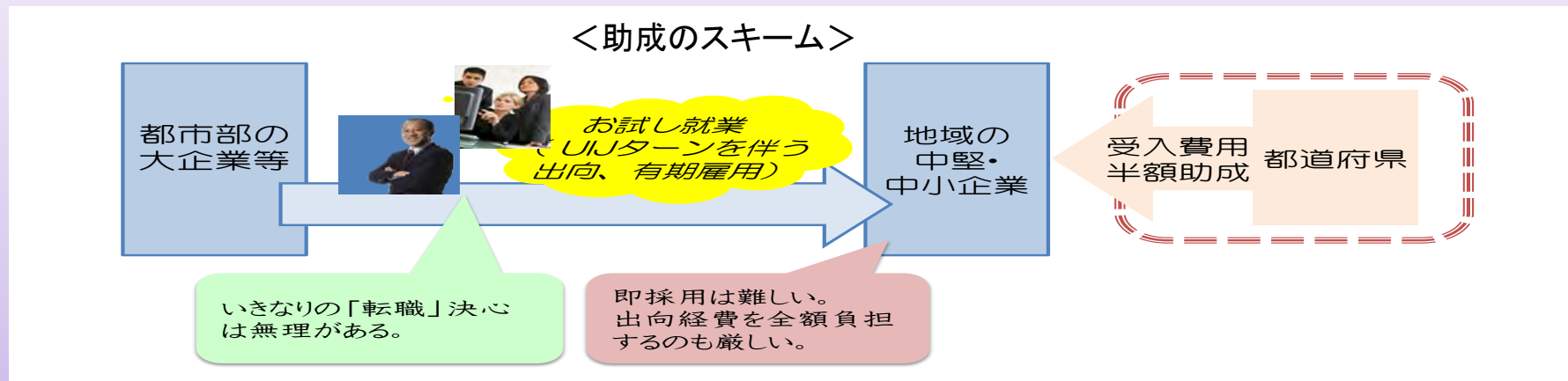
支援事業例

- 地域創業サポートセンターの設置
地域の創業の芽を創出するため、地方大学や地域金融機関等と連携して、地域創業をテーマとしたブートキャンプを実施する。また、創業後間もない事業者に対して、創業サポーター（中小企業診断士や公認会計士等）によるきめ細かな指導やアドバイス等を行う。
- 地域創業者ネットワークの構築
地元経済界や地域金融機関等とともに、ビジネスプランコンテストや創業発表会等を開催し、創業者同時の情報交換だけでなく、地元経済界等とのネットワークの構築を支援する。
- 地域創業の基盤整備
UIターンをして地域創業を志す者に対して、地域創業サポートセンターに併設したオフィススペースや空き店舗等を廉価で提供するとともに、未利用農地等の情報提供を行う。公設試に、成分や味、臭いなどを検査する装置等を導入して、創業企業の試作品等の評価証明を行う。

5. 地域を支えるひとの育成・確保

(1) 経営等に携わるプロフェッショナル人材を活用したい

- 都市圏のプロフェッショナル人材を正式に雇い入れる前に「お試し就業」する際に、企業の受入費用を都道府県が助成します。



- 人材マッチングに携わる民間人材紹介事業者、受入企業、金融機関等を支援する都道府県ごとの「プロフェッショナル人材センター」を整備します。

(2) 地域に必要な人材を確保したい

- 移住希望者に対して、しごと情報や生活情報を一元的に提供する「地域しごと支援センター」を都道府県に整備します。
- 地域における魅力あるしごとづくりとそれに必要な人材の呼び戻しや育成、定着などの取組を支援します。



(3) 中小企業・小規模事業者に必要な人材を育成・確保したい

- 地域内外の若者・女性等の多様な人材から、地域中小企業・小規模事業者が必要とする人材を発掘し、地域事業者への紹介・定着まで一貫した支援を実施します。
- 複数の事業者間での出向等を通じ、単独では実施できない人材育成を共同で進めることを支援します。
- カイゼン活動の指導者育成と現場への派遣を支援します。

参考② 地域住民生活等緊急支援のための 交付金のメニュー例

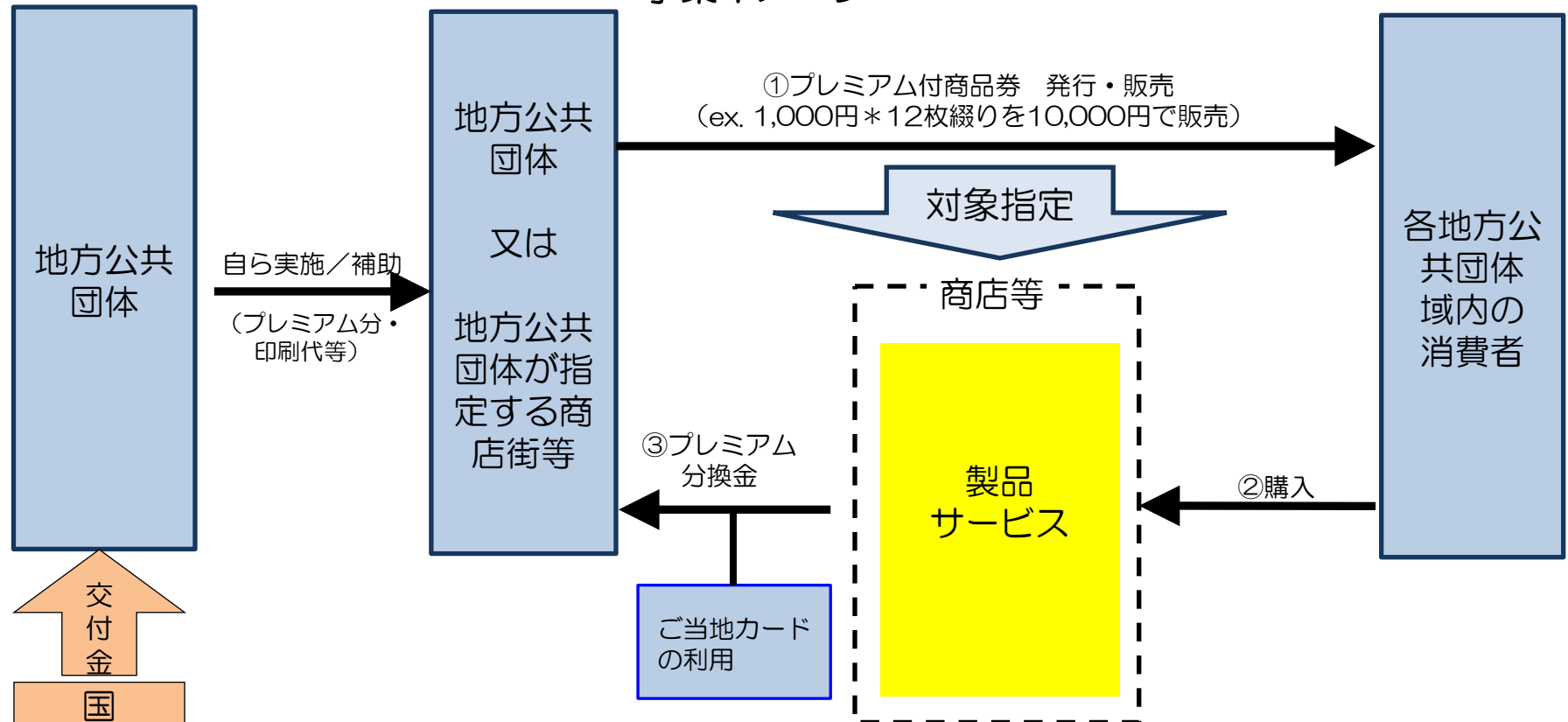
1. 地域消費喚起・生活支援型

(1) プレミアム付商品券

〈事業の目的・概要〉

- 地方公共団体又は地方公共団体が指定する商店街等は、交付金を利用して、例えば、額面より1～2割お得な（プレミアムの乗った）「プレミアム付商品券」を発行。
- 消費者は、地方公共団体や商店街等が指定した商店等において、域内の商品・サービス（地域資源、子育て支援、旅行パック、ガソリンなど）を同商品券を使い、プレミアム分お得に購入。

事業イメージ

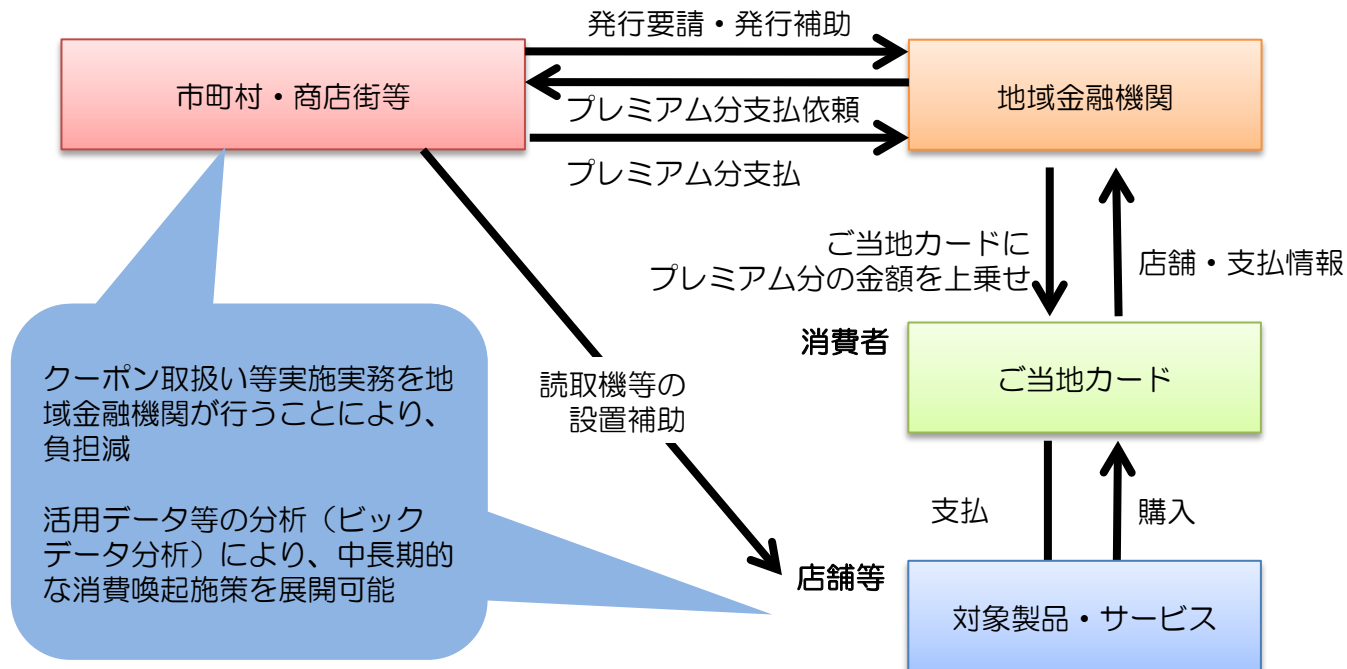


(参考)プレミアム付商品券の発行実績

団体名	発行体系	上限	プレミアム率	使用期間	発行者	使用・発行実績 (内プレミアム分)	新たな消費に結びついた額(倍率)
A県	1万円で、1000円を11枚	1人5万円	10%	平成22年6月13日～9月30日	商工会、 商工会議所	約18億2000万円 (約1億8200万円)	約7億1700万円(3.94倍)
B市	1万円で、1000円を10枚と500円を4枚	1人5万円	20%	平成21年3月19日～8月31日	商店街連合会	約6億5500万円 (約1億3100万円)	約2億5500万円(1.95倍)
C県	1万円で、1150円を10枚	1人1冊	15%	平成22年2月17日～3月11日	JTB西日本	約80億5000万円 (約12億750万円)	約35億5000万円(2.94倍)
D市	1万円で、500円を22枚	1人5万円	10%	平成21年11月28日～平成22年3月31日	商工会議所、 商店街連合会等	約9億9000万円 (約9900万円)	約2億7300万円(2.76倍)
E市	1万円で、500円を22枚	1人5万円	10%	平成21年3月20日～8月31日	商工会議所、 産業振興財団	約11億円 (約1億1000万円)	約7億円(6.36倍)
F市	1万円で、1000円を11枚	1人2万円	10%	平成22年8月2日～12月17日	商店街連合会	約10億9900万円 (約1億990万円)	約6億4300万円(5.05倍)
G県	1万円で、1000円を10枚と500円を3枚	1人5万円	15%	平成23年11月1日～平成24年2月29日	商工会、商工 会議所	約13億6700万円 (約2億505万円)	約7億3600万円(3.59倍)
H県	各商店街の例による (市町村への補助事業)	同左	同左	平成26年度当初予算	商店街振興組 合、商工会議 所等	平成26年度の予算規模は3000万円、6億円規模の発行規模を予定	—
I県	各商店街の例による (商店街等へ直接補助)	同左	10%～ 20%	平成26年度当初予算	商店街、商工 会議所等	平成26年度の予算規模は2300万円、6億円規模の発行規模を予定	—
J県	1万円で、1000円を11枚	1人5万円	10%	平成26年4月1日～平成26年8月31日	商工会連合会	33億円 (3億円)	—

(参考) ご当地カード+プレミアム付商品券

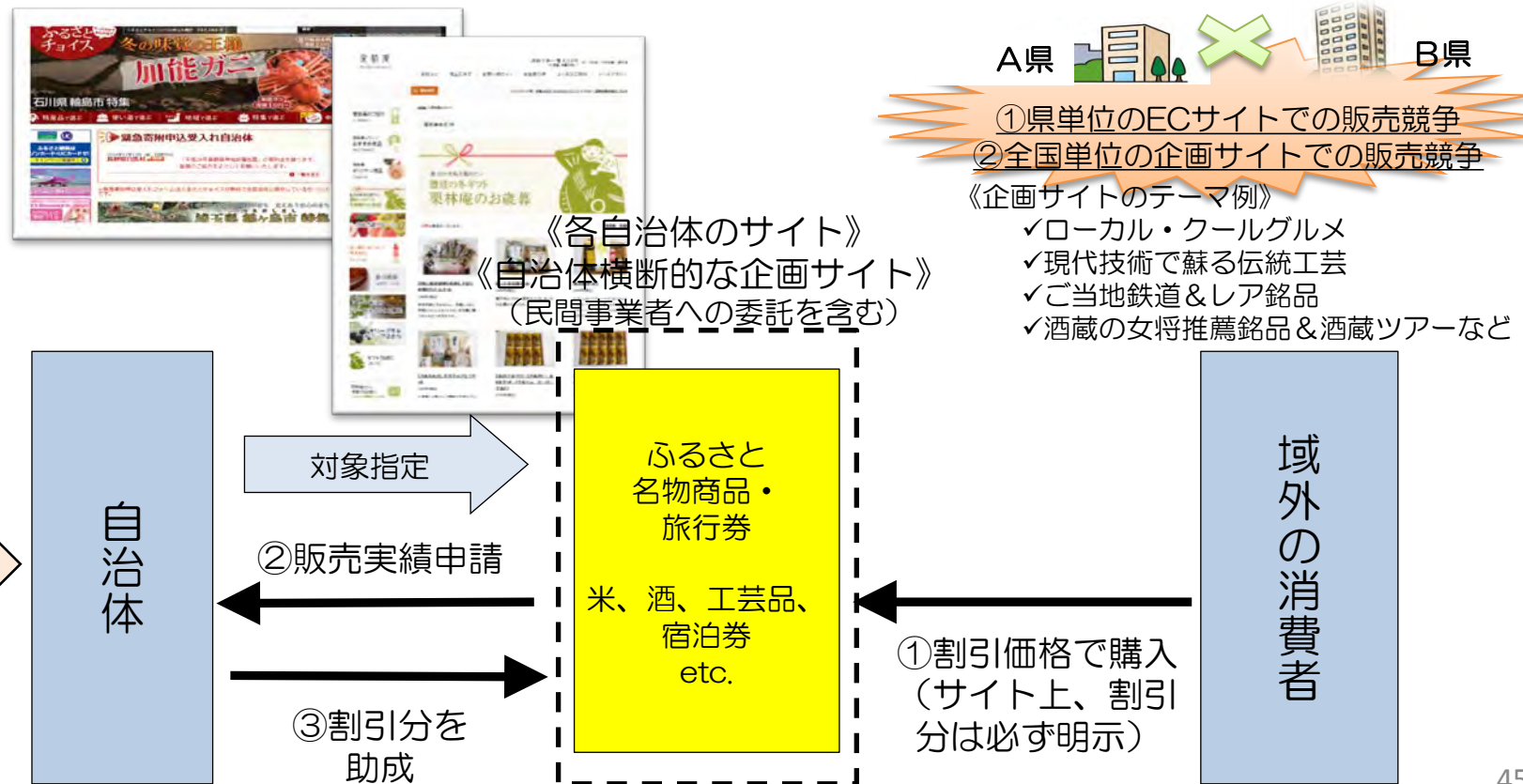
- 域内消費限定の電子クーポンやポイントを掲載したクレジットカード、デビットカード、プリペイドカード（ご当地カード）などを発行。
- ご当地カードに、プレミアム分の金額をのせて、プレミアム付商品券事業を実施。
- プレミアム付商品券事業以降も、各地域の消費喚起施策が一枚のカードで総合化・一元化され、活用データ等の分析（ビックデータ分析）も可能となり、PDCAサイクルの確立し、中長期的に取り組む総合的な消費喚起施策を促進できる。
- 全国展開の大手小売業における充実したクーポンやポイント制（これを一体化したカード発行）に地元小売業や商店街等が対抗する手段を地域金融機関を巻き込んで整備できる。
- 実施実務を地域金融機関（カード会社）が行うことにより、地方自治体の負担の軽減やプレミアム付商品券の取扱いの正確性が確保される。



(2) ふるさと名物商品・旅行券

〈事業の目的・概要〉

- 地域の名物商品・観光資源に対する消費を、購入者への助成により喚起・拡大。知名度向上、マーケティング戦略強化など、ローカル・クールジャパン戦略の強化や観光地域づくりにも貢献。
- 具体的には、ネットの通販サイト等で、自治体が指定した、「ふるさと名物商品」や地元を旅行できる「ふるさと旅行券」を対象に、消費者が本来の価格から割引かれた価格で購入できるよう、その販売実績に応じて割引分を事業者等に助成する仕組みを導入（消費者への間接補助）。
- 指定された商品や旅行券は、各自治体が提携したサイト等で販売。加えて、国は、各地域がその商品等を競いあえる企画サイトを掘り起こし、各地域自慢の名物を出展、販売競争できる市場も用意。



(3) 低所得者等向け灯油等購入助成

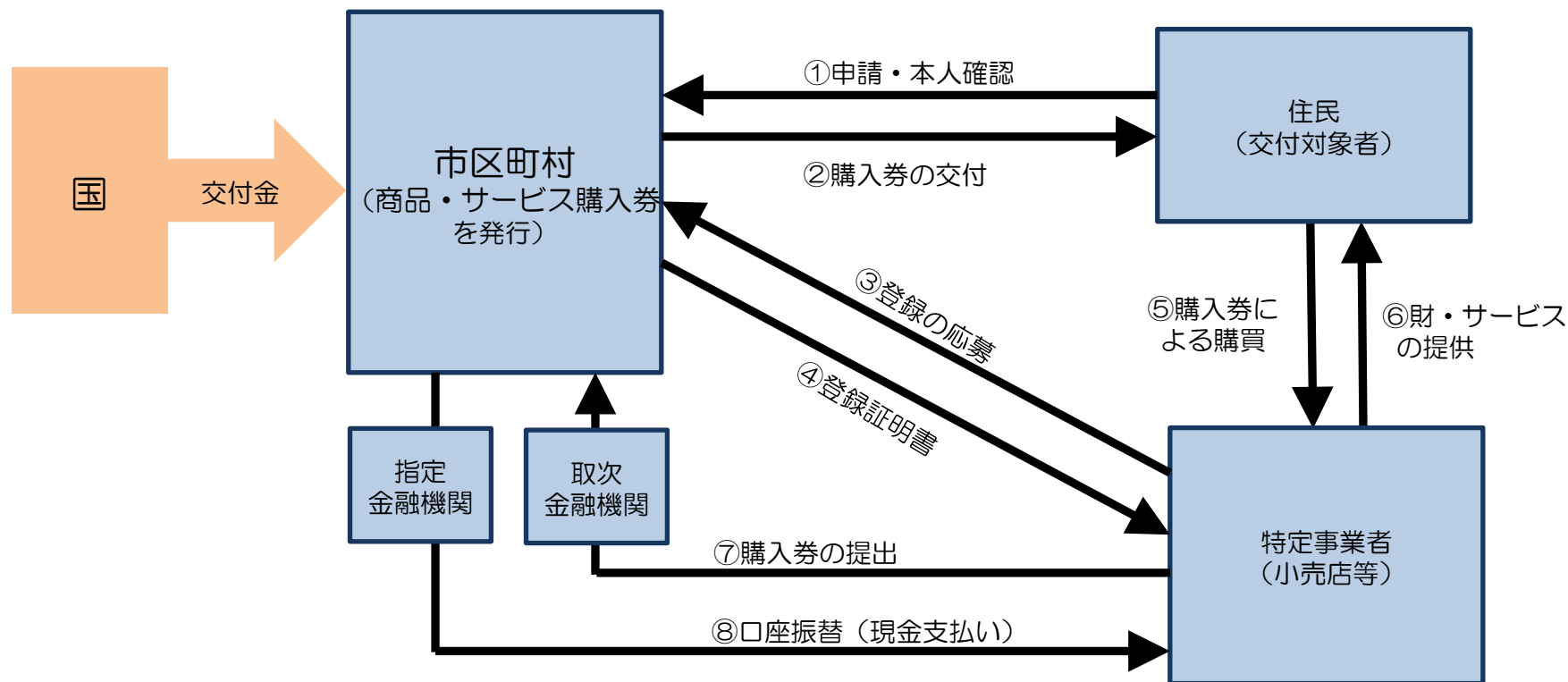
〈過去の実績例〉

団体名	事業名	予算	助成対象者	助成額	使用期間
A県	地域づくり総合交付金	人口規模に応じた交付基準額の2分の1以内の額を市町村に交付	市町村が独自に設定(高齢者世帯、障がい者世帯、母子世帯等であって市町村民税の非課税世帯等)	市町村ごとに、 ・灯油配達100ℓ ・燃料助成券36～200ℓ分 ・現金5,000～30,000円等を実施 ※助成の内容・金額は市町村が独自に設定	平成25年度
B町	—	2,700千円 (平成25年度)	住民基本台帳に登録され、平成25年度の町県民税が非課税の高齢者世帯、障害者(児)世帯、ひとり親世帯	1世帯あたり、灯油72ℓ (18ℓ券4枚)	平成26年3月31日まで
C町	—	4,000千円 (平成25年度)	住民基本台帳に登録され、平成25年度の町県民税が非課税の高齢者世帯、障害者(児)世帯、ひとり親世帯	1世帯あたり、灯油54ℓ (18ℓ券3枚)	平成26年4月20日まで
D県	灯油購入費緊急助成事業	200,000千円 (平成25年度) ※市町村への補助事業(市町村の助成対象世帯に5,000円を乗じた額に、1/2の補助率を乗じた額を交付)	市町村民税非課税世帯(高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯、生活保護世帯)	1世帯当たり5,000円	平成25年度限り

(4) 低所得者等向け商品・サービス購入券

〈低所得者等向け商品・サービス購入券の例〉

- 交付対象者
 - ①15歳以下の児童が属する世帯の世帯主
 - ②老齢福祉年金の受給者
 - ③生活保護の被保護者、社会福祉施設への措置入所者等
 - ④市町村民税（所得割）の非課税者で、年齢65歳以上、かつ、著しい障害により常時の介護を必要としている者
 - ⑤市町村民税非課税である年齢65歳以上の者
- 市区町村が、購入券を取り扱う民間事業者を、特定事業者として決定する（決定に当たっては、募集要項を作成・公示して、特定事業者を募集・登録する）。
- 日常的な小売業、飲食店のほか、洗濯・理容業、旅館、医療業等の各種サービス業、運輸・通信業、通信販売業等幅広い業種を対象とすることが可能。ただし、国及び地方公共団体への支払い（宝くじ、公営ギャンブルを含む）、出資・有価証券の購入、債務の支払い、商品券・官製はがき等の購入などは対象とならない。



(5) 多子世帯に対する支援

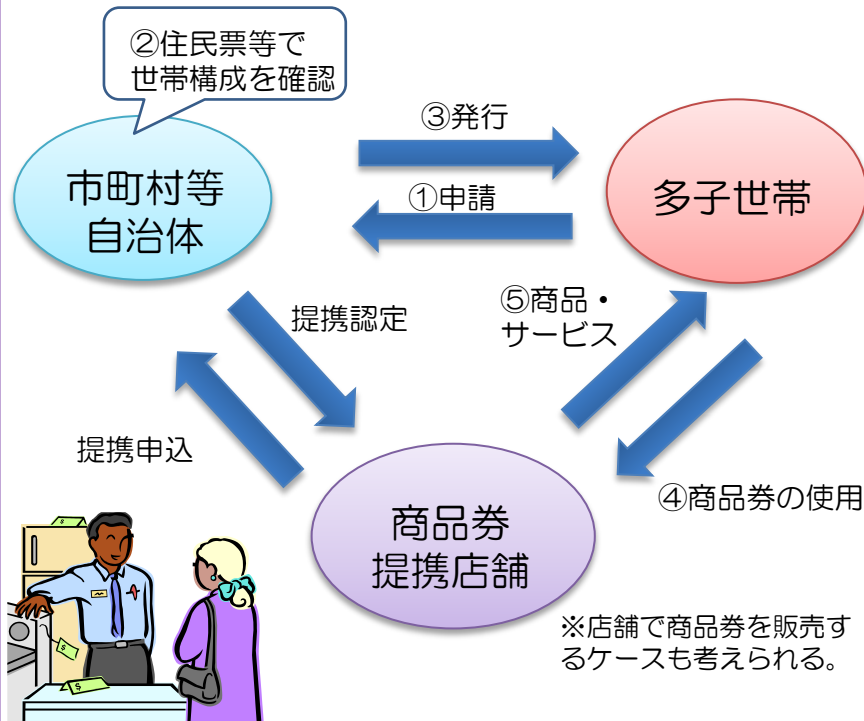
〈事業の目的・概要〉

○プレミアム付き商品券
地域の消費喚起に資するための事業メニュー例
として、「プレミアム付き商品券」を発行し、
自治体又は商店街が地域特性を踏まえて指定。

特に多子世帯を支援する仕組み

背景・・・子ども3人以上を希望する世帯のうち、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」ため理想の子どもを持たない割合71.1%（第14回出生動向基本調査）

【具体例（イメージ）】



「多子世帯プレミアム特典」の例

・割引率アップ

例) 12枚綴りを通常10,000円のところ多子世帯には8,000円で販売

・発行枚数増加

例) 通常1セット12枚綴りのところを同価格で14枚綴りに 等

子育て応援券の増配付（A県の事例）

- ・子育て家庭の負担を軽減し、子育てサービス等の利用を促進するため、保育サービス等の利用券（『子育て応援券』）を配付。
- ・応援券の金額は、第1子、第2子については1万円分（500円×20枚×1セット）の利用券、第3子以降は3万円分（500円×20枚×3セット）の利用券を配付。

類型	子育てサービス	サービス提供者
保育・育児支援サービス	一時保育	保育所
	子どもの一時預かり、送迎、産前産後の世話等	ファミリーサポートセンター、シルバー人材センター
	病児・病後児保育	オープン型育児・病後児保育実施施設
	読み聞かせ絵本の購入	指定書店
保健サービス	任意の予防接種、乳児健康検査	医療機関、助産所
	フッ素塗布	歯科医療機関

2. 地方創生先行型

(1) 地方版総合戦略策定経費の助成

〈事業の目的・概要〉

- 都道府県及び市町村の地方版総合戦略策定経費を措置
- 全ての地方自治体に、できるだけ早期に地方版総合戦略を策定してもらうべく、国として地方版総合戦略の策定を積極的に支援する

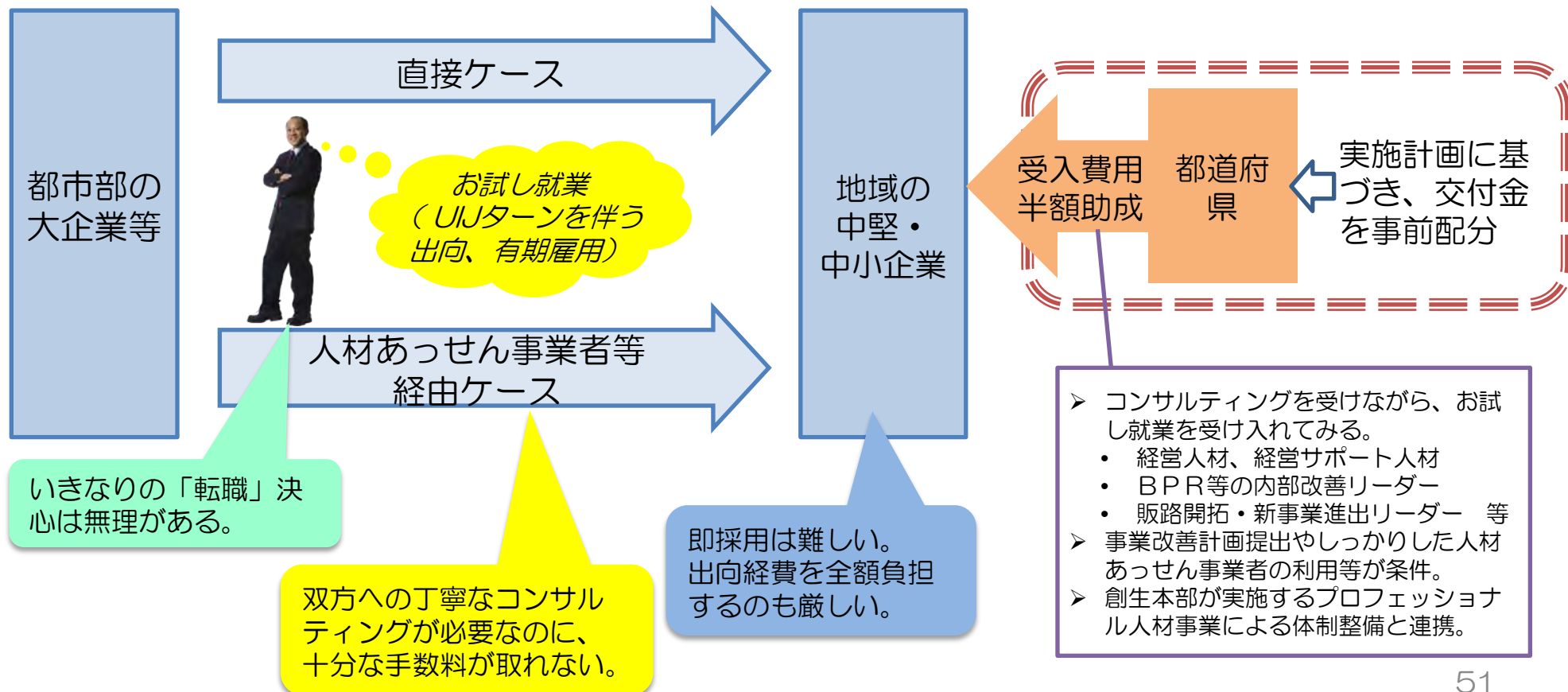
計画策定で発生するコストの例

人口動態、産業構造等に関する調査費	• 当該団体の人口構造、自然増減(結婚・出産に係る意識調査等を含む)、社会増減(UIJターンにかかる意識調査等を含む)に係る現状及び将来見通しに係る調査費 • 人口動態を踏まえた、当該市町村における産業構造及び雇用の現状及び将来見通しに係る調査費 等
報償費	• 当該団体が組織する有識者会議の委員に対する謝金 等
旅費	• 当該団体が組織する有識者会議の委員旅費 • 当該団体の地方創生担当部局員の旅費 等
資料作成経費	• 配布するパンフレット等の作成費 • 当該団体が組織する有識者会議における資料の経費 • 地域住民との意見交換会における資料の経費 等
連絡調整費	• 近隣市町村、都道府県との連絡調整費 等
使用料等	• 当該団体が組織する有識者会議の会場使用料 等

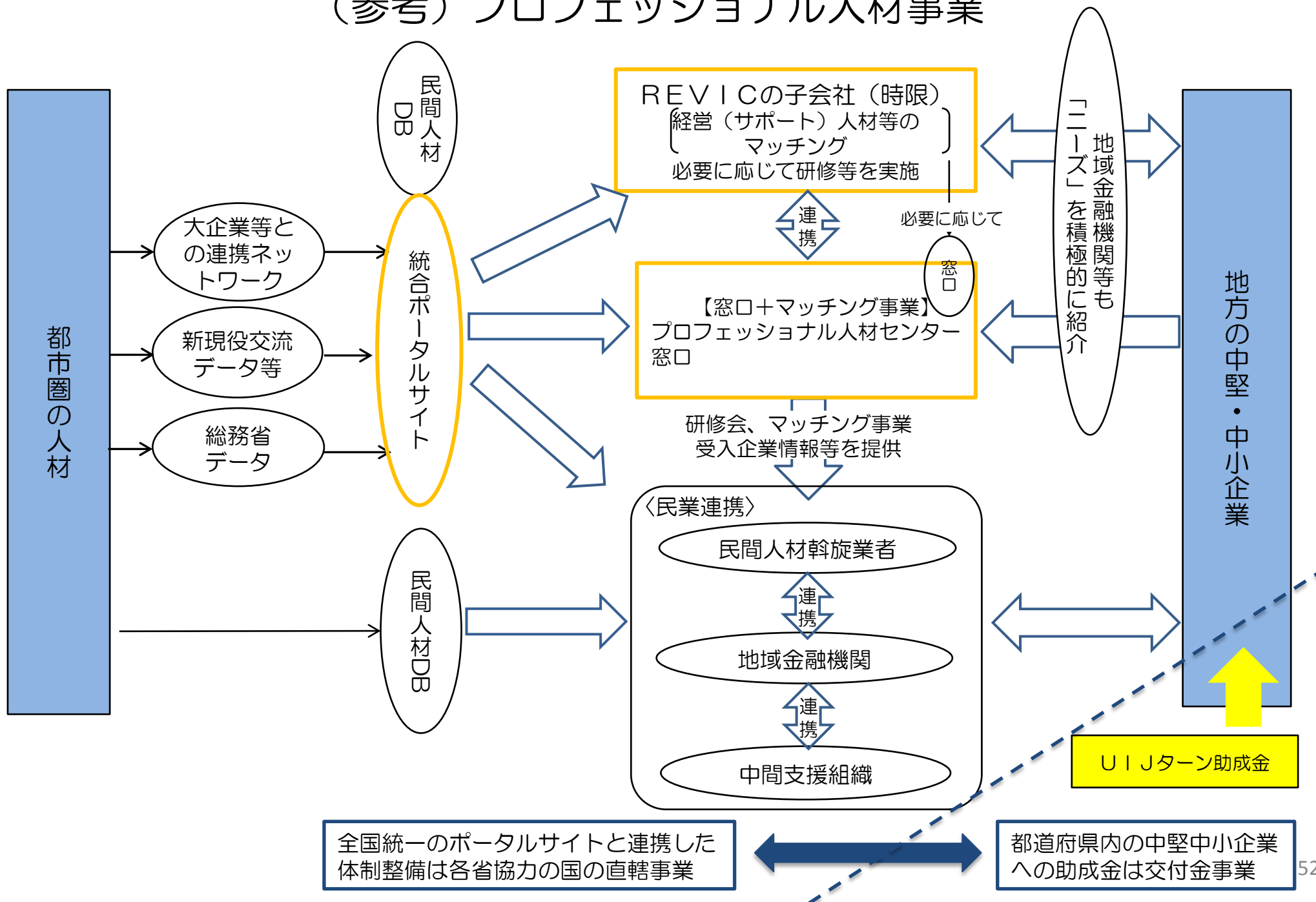
(2) UIターン助成金

〈事業の目的・概要〉

- 大都市には経験豊富な30代、40代の人材に余裕がある一方、地方にはこうした人材が不足。
- 地域の中堅・中小企業が、大都市のプロフェッショナル人材を受け入れる「お試し就業」について、6ヶ月を上限に、企業の受入費用の半額を助成する。
- 受入側の費用負担を大胆に助成し、人材紹介マーケットを一気に創出すると同時に、地方への人材の流れを一気に創り出す。



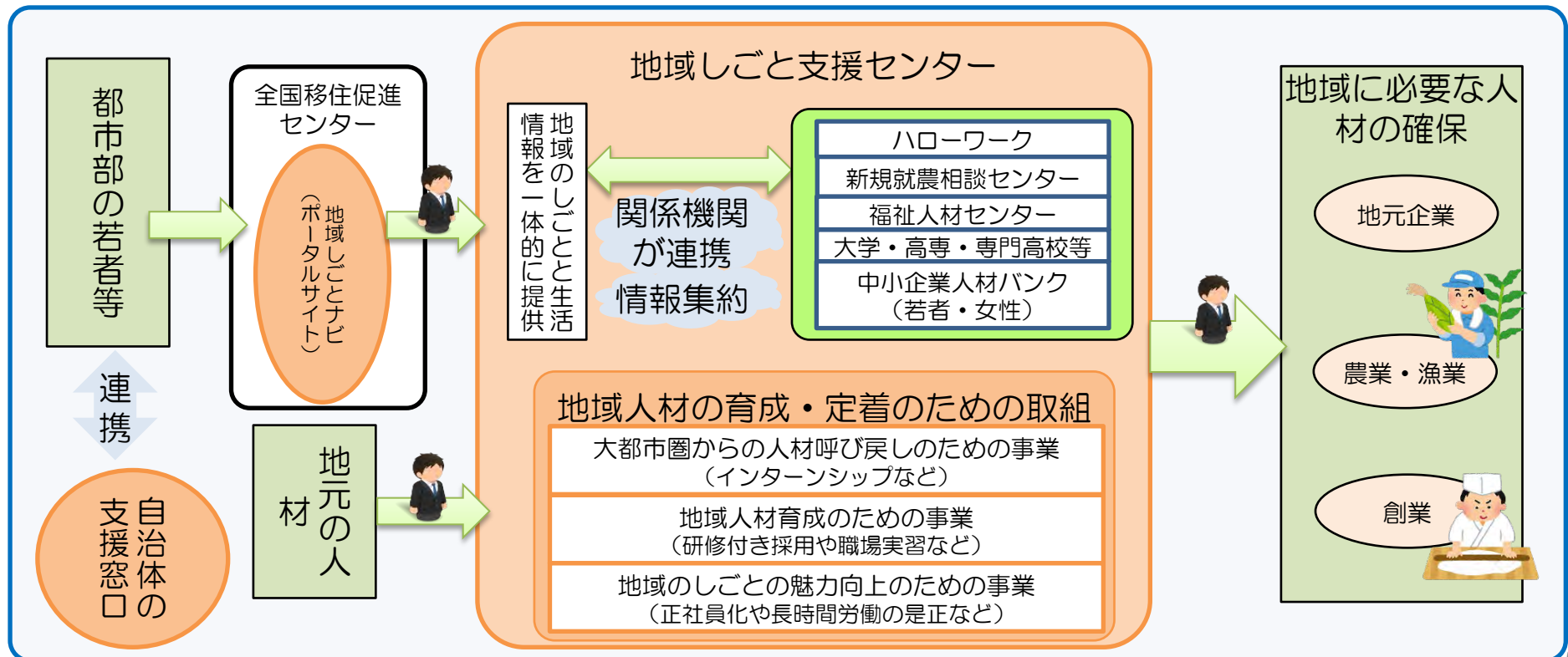
(参考) プロフェッショナル人材事業



(3) -① 地域しごとと支援事業

〈事業の目的・概要〉

- 地域が必要とする人材を大都市圏で掘り起こすとともに、各自治体による若年人材の還流、育成、定着を支援する。
- 具体的には、地方創生交付金（地方創生先行型）を活用して以下の取組を一体的に行う。
 - しごと情報や生活情報等を一元的に収集・提供する「地域しごと支援センター」の整備
 - 各地域における魅力あるしごと作りとそれに必要な人材の呼び戻しや育成・定着等の取組



(3) ー② 地域しごとと支援事業の内容

<一元的な情報提供>

1. 地域の多様なしごとと情報（人材ニーズ）を一元化

- 移住希望者がまず最初に検索を始めるしごと情報は、新規就農相談センター、福祉人材センターなどそれぞれの機関が個別に保有しているものもある。このため、既に諸機関に広範に提供されているハローワーク求人情報に加え、これらの個別情報やしごとに関して自治体等が有している情報を一元化できるよう、関係機関の連携等を行う。

2. しごと情報だけでなく、「暮らし全般」＋「人と人」に関わる生活情報を一体的に提供

- しごと情報にあわせ、日常生活に関する情報の提供が欠かせないが、自治体内の担当部署が異なるため、別々に提供されていることもある。このため、住宅情報、医療情報、教育機関情報、地域コミュニティ関連情報や、主な地域イベントなど、移住に役立つ生活関連情報を、しごと情報と一体的に提供できるよう、ネット上のサイト、及び来訪者用の窓口、両面から整備する。
- 移住希望者からの問い合わせに対して、しごと情報・生活情報に関するアドバイスを行うスペシャリストを配置する。また、全国の取組の中から好事例集を作成して広く共有を図る。

3. 全国移住促進センター（仮称）との連携による全国への情報発信

- 全国移住促進センター（総務省事業）に、都道府県ごとに一元化されたしごと情報・生活情報を集約し、「地域しごとナビ（仮称）」（総務省事業）を通じて発信する。

<人材育成等の支援>

4. 地域の創意工夫による地域人材の還流、育成・定着のための取組を支援

- 各地域での魅力あるしごと作りとそれに必要な人材の呼び戻しや地域人材の育成、定着等、都道府県の創意工夫を活かした取組を支援する。
- 大都市圏で生活・就業に困難を抱える若者等が、地方において、就労・社会参加するための支援を実施する。

〈事業の目的・概要〉

- 域内型のサービス業や農産品の生産・加工・流通事業など、ふるさと事業の創業や第二創業を促し、域内に「稼ぐ力」を創出する。
- 具体的には、地方創生交付金（地方創生先行型）を活用して、地域創業サポートセンターの設置や地域創業者ネットワークの構築、地域創業の基盤整備など、幅広い創業促進策メニューの実施を支援する。

○地域創業サポートセンターの設置

- 地域の創業の芽を創出するため、地方大学や地域金融機関等と連携して、地域創業をテーマとしたブートキャンプの実施する。
- 早期廃業の芽を摘み取り、地域に根差した創業を創出するため、創業後間もない事業者に対して、創業サポーター（中小企業診断士や公認会計士等）によるきめ細かな指導やアドバイス等を行う。

○地域創業者ネットワークの構築

- 地元経済界や地域金融機関等とともに、ビジネスプランコンテストや創業発表会等を開催し、創業者同時の情報交換だけでなく、地元経済界等とのネットワークの構築を支援する。

○地域創業の基盤整備

- UIターンをして地域創業を志す者に対して、地域創業サポートセンターに併設したオフィススペースや空き店舗等を廉価で提供するとともに、未利用農地等の情報提供を行う。
- 公設試に、成分や味、臭いなどを検査する装置等を導入して、創業企業の試作品等の評価証明を行う。

〈事業の目的・概要〉

- 高い市場占有率が見込めるニッチトップなど、域外から稼ぐ地域経済の中核的企業を育成し、域外から「稼ぐ力」を強化する。
- 具体的には、地方創生交付金（地方創生先行型）を活用して、試作品開発や販路開拓（海外展開を含む）など、新たな販路開拓につながる取組みを総合的に支援する。

○試作品開発支援

- 試作品の製作や新たなサービスの提供を支援する。
- 試作品の機能や成分等を評価する装置を公設試等に導入し、評価証明を行う。

○販路開拓支援

- 国内外において新たなブランドを構築するため、海外バイヤーを含む専門家を招聘し、プロジェクトチームの結成するとともに、商標の取得等を支援する。
- 国内外の市場獲得を目指す企業が国内外の展示会等へ出展する際、出展費用等を支援する。

○地域一体となった支援体制の整備

- 街角ショールーム等を設置して、地域における利活用の促進を図る。
- 新たな商品に関する全国大会・サミット等を開催し、地域一体となった支援体制を構築し、全国的な周知を行う。

(5)－① 観光振興・対内直接投資

〈事業の目的・概要〉

海外から地方への直接投資の拡大（海外から「稼ぐ力」を創出）

○トップセールス・二次投資セミナー等の活動支援

自治体の首長自らが国内（首都圏）・海外に出向いて行う外国企業誘致セミナーの企画・運営や集客活動を支援する。



○外国企業誘致の魅力の分析・発信

外国企業誘致に取り組もうとする自治体が、外部人材を活用して、外国企業目線で見た「強み」と「弱み」を客観指標化するための分析を行い、これを踏まえた地域の魅力の発信を行う。

○海外人材を活用した直接投資促進支援

日本とのビジネスに関心を有する外国人材（バイヤー、企業経営者等）や、外国人留学生のうち日本企業に就職を希望する者を招聘し、地域資源に対する理解促進のためのセミナーや地元企業へのインターンシップ・マッチングの機会を提供することにより、海外人材を媒介とする直接投資等を後押しする。

○ジェトロ貿易情報センターを中心とした支援拠点の整備

直接投資の増加に取り組む地域の総合的な支援拠点を既存のジェトロ貿易情報センターを中心に他の関係支援機関事務所と連携して整備する。具体的には、①地方自治体職員や税理士・会計士等を配置したワンストップ相談窓口の設置、②貸しオフィススペースの拡張などを行う。



〈事業の目的・概要〉

- 観光振興に関する先行的取組に対し、「総合戦略」を踏まえて自治体から提出された「実施計画」をもとに、配分。

(実施計画に記載されるメニュー例)

- ・ 地方自治体が主催する観光プロモーションの実施
- ・ 宿泊施設、観光施設等における無料Wi-Fi設置、多言語表示、バリアフリー化補助
- ・ 観光案内拠点機能の強化
- ・ 消費税一括免税手続きカウンターの設置
- ・ 地域の観光人材の確保・育成、地域の観光推進体制の強化
- ・ 国際会議、大規模イベント等の開催支援

等

(6) 小さな拠点(多世代交流・多機能型)の形成

〈事業の目的・概要〉

○中山間地域等において、買い物等の日常生活に不可欠な施設・機能や、地域の福祉ニーズに対応した福祉拠点を一定のエリア内に集め、周辺集落と交通ネットワーク等で結ぶ「小さな拠点(多世代交流・多機能型拠点)」を形成し、持続可能な地域づくりを推進する。

○多世代交流・多機能型福祉拠点

- ・高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉などの各制度に基づくサービスをより効果的・効率的に提供し、加えて地域交流・地域支え合いの拠点としての機能を強化するため、民家や既存公共施設等を活用し、居場所の提供、相談、見守り、通所サービス等の支援を柔軟に実施。

○小学校や旧役場庁舎の周辺に日常生活を支える買い物、医療等の「機能」をコンパクトに集積

- ・買い物弱者に対する買い物支援サービスや小さな拠点における生活サービスの提供
人口減少や少子高齢化の結果買い物等に困難を抱える方々に対し、
①身近な場所に店を作る、②店まで連れてくる、
③商品を届ける、等買い物支援を始めとする生活支援サービスを提供する事業を行う事業者等に対し、必要な経費を補助。
・農家が収入の確保とやりがいを持つための農産物の直売施設の整備を支援

○コミュニティバスやデマンド交通、宅配等の交通と情報通信によるネットワークの構築



(7) 少子化対策

〈事業の目的・概要〉

地方版総合戦略に盛り込むことを検討している結婚・妊娠・出産・子育て支援の先行的な取組を実施する地方自治体に対し、助成を行う

【まち・ひと・しごと創生総合戦略 基本目標③】

・地域の実情に即し、結婚・妊娠・出産・育児をしやすい地域づくりに向けた環境整備等の取組を推進することにより、安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる社会を達成していると考える人の割合を40%以上とする。

結婚支援

- 結婚支援のための拠点づくり
- 地域の若者の結婚に関するニーズ調査
- 若者移住のための地元PR 等
(新婚生活支援、子育て支援等)



妊娠・出産支援

- 妊婦及びその夫のためのネットワークづくり支援
- 子育て支援パスポート事業の妊婦への拡充(★)
- 妊娠に向けた支援
- 地域特産品を活用した新生児誕生
お祝い事業(★) 等



子育て支援

若者定住支援

- 三世帯同居・近居支援(★)
- 若者移住のための地元PR(子育て支援、教育等)



子連れお出かけの支援

- ベビーカーマークの普及・啓発
- 子連れお出かけ安心マップの作成
- 地方自治体の庁舎や公的施設での授乳室等の整備



企業との連携

- 子育て支援パスポート事業の拡充
- 子育て応援企業との連携・インセンティブ付与

その他

- ベビーカーやチャイルドシートの貸し出し(★)
- 子供・乳幼児のための防災用品の備蓄 等



★…住民や世帯に直接給付する事業の場合には、消費喚起・生活支援型交付金での計上が望ましい。

効果的な結婚・妊娠・出産・子育て支援を実施し、安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる地域社会を実現